

決算常任委員会議事録

(令和2年9月2日)

決算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年9月2日(水) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 馨 副委員長 山田 強
 委員 中村 直幸 斧田 秀明
 阪口 寛 西田いく子
 村井 浩二 寺町 幸雄
 建石 良明
 監査委員 羽山 茂男 議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 税務課長 林 達也
 副町長 藤原 幹 住民人権課長 吉田 雅樹
 教育長 勝良 憲治 危機管理課長 村上 正規
 総務部長 小角 孝彦 子育て支援課長 小路 展裕
 まちづくり推進部長 村上 正規 福祉課長 松岡 健一
 健康福祉部長 子安 逸二 高齢介護課長 武部 勝浩
 教育次長 池田 貴則 健康増進課長 松井 靖
 秘書課長 東條 信也 保険医療課長 子安 逸二
 総務政策課長 奥埜 哲生 教育総務課長 池田 貴則
 財政課長 小角 孝彦 生涯学習課長 鳥取 勝憲
 会計管理者 林 達也
 兼会計課長
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件

(1) 認定第1号 平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について

午前 9時30分 開会

○辻本委員長 おはようございます。

本日、決算常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

決算常任委員会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、認定第1号、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。何卒よろしくご審議をいただき、ご認定賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○辻本委員長 本日は、全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

このたび、本委員会に付託されました案件は、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定についての1件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

認定第1号、平成31年度太子町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

本件について、説明を求める前に皆様方にお諮りいたします。内容の説明につきましては、まず会計管理者から決算の概要の説明を受けます。その後、所管ごとに歳入歳出の説明を受け、質疑を行います。全ての説明と質疑が終了した後に、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、順次、説明を求めます。

それでは、まず決算の概要説明を求めます。

○林会計管理者 おはようございます。

それでは、お手元の歳入歳出決算書附属説明資料に基づきまして、平成31年度の概要についてご説明を申し上げます。

まず、資料の1頁をお願いいたします。

第1表、収支の状況の表です。

附属説明資料右手の資料のほうをご覧くださいと思います。

まず、①歳入総額についてですが、歳入総額は、前年度に比べ5億4千288万4千円、11.5%減の52億4千995万円、②の歳出総額は、前年に比べ5億2千525万7千円、11.2%増の52億246万9千円となっています。歳入総額から歳出総額を差し引いた経常収支は4千748万1千円の黒字となっております。このうち、翌年度に繰り越す財源として、1千952万9千円を差し引いた実質収支額は2千795万2千円の黒字となっております。

次に、歳入の状況でございます。

3頁のほうをお願いいたします。

第2表の歳入決算額の状況の表をご覧ください。歳入の柱である町税は、前年度と比較して3千987万2千円、2.8%増の14億5千200万5千円となっております。町税の状況につきましては、5頁のほうに詳細が出ておりますので、お願いいたします。

下の表のほうをご覧ください。

町税の主な税額の状況としましては、まず市町村たばこ税では、販売本数の減少により、前年度と比較して1千150万2千円、5.8%減の1億8千691万9千円となったものの、市町村民税で2千735万2千円、4%の増の7億889万5千円、固定資産税で2千233万1千円、4.5%増の5億1千877万6千円、軽自動車税では173万3千円、4.9%増の3千735万7千円などとなり、町全体としては、14億5千200万5千円となっております。

3頁に戻っていただきまして、2番目の地方譲与税、以下記載の各種の交付金は、経済動向等の状況によりそれぞれ増減しております。

ちょっと飛びますが、地方消費税交付金では、前年度に比べ985万5千円、4.6%減の2億344万2千円、次に、地方特例交付金につきましては、1千418万3千円、138.9%増の2千439万1千円、地方交付税は、1千747万6千円、1.2%増の15億1千125万5千円。

続いて、分担金及び負担金は、前年度に比べ1千355万9千円、22.2%減の4千739万2千円となっております。これは主に保育所入所委託費事業者負担金で732万7千円、大阪府後期高齢者医療広域連合派遣職員人件費負担金で608万3千円の

減となったことなどによるものでございます。

続いて、使用料及び手数料は、前年度に比べ303万円、4.8%減の6千46万5千円となっております。これは主に幼稚園保育料で154万4千円、放課後児童会使用料で87万6千円の減となったことなどによるものです。

次に、国庫支出金は、1億2千928万6千円、27.4%増の6億126万5千円となっております。これは主に保育所入所委託費負担金で1千873万5千円、学校施設環境改善交付金で3千577万9千円、史跡等購入費補助金で2千788万1千円の増となったことなどによるものでございます。

次に、府支出金は、前年度に比べ2千220万8千円、5.4%増の4億3千440万2千円となっております。これは主に保育所入所委託費負担金で580万4千円、各種選挙費委託金で558万2千円の増となったことなどによるものです。

財産収入は、前年度と比べ121万6千円、27.4%増の565万3千円となっております。これは主に財産売却収入で95万9千円の増となったことなどによるものでございます。

寄附金につきましては、前年度に比べ2千274万8千円、81.7%減の510万2千円となっております。これは、ふるさと太子応援基金寄附金で2千364万8千円の減となったことなどによるものでございます。

繰入金は、前年度に比べて4億819万7千円、1千742.7%増の4億3千162万円となっております。これは主に公共施設整備基金繰入金で4千756万9千円、財政調整基金繰入金で2億6千万円、退職手当基金繰入金で8千800万円の増となったことなどによるものです。

諸収入は、前年度に比べ1千633万8千円、49.4%増の4千941万9千円となっております。これは主にプレミアム付商品券売却代金で1千910万円の増となったことなどによるものです。

続いて、町債は、前年度に比べ160万3千円、0.5%増の2億9千805万3千円となっております。これは主に臨時財政対策債で、前年度に比べ4千439万7千円、平成20年度臨時財政対策債借換債で6千560万円などの減少があったものの、増加分として、中学校体育改修事業債で7千150万円、総合スポーツ公園改修事業債で2千440万円、学校給食センター改修事業債で2千60万円の増となったことなどによるものです。

続いて、環境性能割交付金につきましては、平成31年度に創設された交付金で、決算額は321万4千円となっています。

次に、4頁をお願いいたします。

頁中段の自主財源と依存財源についてでございます。右の頁、5頁のほう、こちらの図4の構成比の円グラフがございますが、その右側の平成30年度決算に比べて、自主財源比率が36.3%から39.6%へと3.3%増加している状況になっております。これは、自主財源である繰入金で、財政調整基金や退職手当基金などの繰入れにより大きく増加したことによることが要因となっておりますので、依然として財政基盤の脆弱性は変わりのないところでございます。

続きまして、次に歳出の状況でございます。

10頁のほうをお願いいたします。

10頁の下の性質別歳出決算額の状況についての表で説明をさせていただきます。この中の義務的経費ですが、前年度と比べ9千997万2千円、4.2%増の24億9千854万1千円となっています。

義務的経費のうち人件費は、前年度に比べ1億5千7万2千円、15.9%増の10億9千668万4千円となっています。これは主に職員給で578万1千円、退職手当で1億4千498万5千円の増となったことなどによるものです。

扶助費は、前年度に比べ5千142万1千円、5.6%の9億6千632万3千円となっています。これは主に介護給付・訓練等給付費で2千484万2千円、重度障がい者医療助成費で583万5千円の増となったことなどによるものでございます。

次に、公債費は、前年度に比べ1億152万1千円、18.9%減の4億3千553万4千円となっています。これは主に元利償還額のうち、一般単独事業債で3千324万2千円、減税補填債で559万5千円、平成20年度臨時財政対策債借換債で6千560万円の減となったことなどによるものでございます。

次に、投資的経費についてです。前年度に比べ2億9千957万7千円、226.9%増の4億3千161万1千円となっています。これは、災害復旧事業債で3千10万3千円の減となったものの、普通建設事業費で3億2千968万円の増となったことによるものでございます。

普通建設事業費につきましては、前年度に比べ3億2千968万円、323.4%増の4億3千161万1千円となっています。このうち、補助事業に係る決算額は、前年

度に比べ1億3千65万9千円、1千49%増の1億4千311万4千円となっており、単独事業に係る決算額は、前年度に比べ1億9千902万1千円、222.4%増の2億8千849万7千円となっております。

14頁のほうをお願いいたします。

こちらの表のほうに主な建設事業の内容等を一覧にして掲載しております。中学校大規模改修事業では、管理業務委託、改修工事で1億940万8千円、一般財源が195万6千円となっております。以下、国指定史跡二子塚古墳保存整備事業など、主な事業について、事業内容及び事業費等をまとめております。

10頁に戻っていただきまして、次に、その他の経費についてです。前年度に比べ1億2千570万8千円、5.9%増の22億7千231万7千円となっております。

その他経費のうち物件費は、前年度に比べ1億1千616万2千円、13.9%増の9億5千411万5千円となっております。これは主に自治体クラウド利用料で2千979万3千円、役場庁舎等E S C O事業サービス委託料で3千768万5千円、プレミアム付商品券事業で1千279万5千円の増となったことなどによるものです。

補助費等は、前年度に比べ731万3千円、1.3%増の5億4千915万2千円となっております。これは主に市町村たばこ税大阪府交付金で767万4千円、多子世帯保育料等助成金で653万7千円の減となったものの、プレミアム付商品券事業費委託料で2千292万1千円の増となったことなどによるものです。

続いて、積立金は、前年度に比べ5千300万6千円、52.3%減の4千834万7千円となっております。これは主にふるさと太子応援基金積立金で2千364万8千円、退職手当基金積立金で2千150万3千円、財政調整基金積立金で937万2千円の減となったことなどによるものでございます。

繰出金は、前年度に比べ5千694万3千円、8.9%増の6億9千749万円となっております。これは主に下水道事業特別会計繰出金で2千541万2千円、医療給付費等に係る定率負担金で2千339万2千円、介護給付費繰出金で719万円の増となったことなどによるものでございます。

次に、16頁をお願いいたします。

地方消費税交付金の社会保障財源化分が充てられる経費についてでございます。この表は、消費税率の引上げに伴い、増収となる地方消費税交付金について、地方税法及び総務省通知に従い、掲載しているものでございます。先ほど、歳入のところで申し上げ

ましたけれども、地方消費税交付金は、2億344万2千円となっており、このうち、表の網かけ部分、1億29万9千円が社会保障財源化分でございます。

右の17頁のほうをお願いいたします。

経常収支比率についてでございます。経常収支比率につきましては、町税や地方交付税等の経常一般財源収入と言われるものが人件費や旅費等の経常的経費にどの程度充当されているかを示すものでございます。下の7表の記載のとおり、平成31年度は職員退職に係る人件費の増加などにより、前年度の合計96.8%から6.9%増の103.7%となっています。これは今までで最も高い数値となっております。

18頁をお願いいたします。

上段、第8表の表でございますが、この表は先ほど申しました経常収支比率の求めるための基になるものでございまして、上から3段目の経常一般財源等収入額が32億5千411万3千円となっております。これに対して、表の一番下の経常経費充当歳出一般財源合計が33億7千484万7千円となっております。この経常的経費33億7千484万7千円を経常一般財源収入であります32億5千411万3千円で除した数値が経常収支比率となり、103.7%という数値が出ている状況となっております。

次の19頁をお願いいたします。

地方債現在高の状況ですが、平成31年度の地方債発行事業は記載のとおり、町道老朽化対策事業ほか5事業となっております。地方債現在高は9表の記載のとおりでございます。平成31年度末現在高が前年度に比べ1億630万4千円、2.5%減の42億2千863万8千円となっております。これを住民1人当たりで見ますと、前年度に比べて4千621円少ない31万7千823円となっております。

次に、20頁をお願いいたします。

積立金現在高の状況でございます。第10表のほうをご覧ください。平成31年度末の積立金現在高の合計額は、前年度と比べて3億7千715万7千円、11.5%減の29億252万3千円となっております。このうち財政調整基金は、前年度に比べて2億2千493万4千円、13.1%減の14億9千401万9千円となっています。また、基金の充当事業としましては、教育振興事業など6事業において、積立金を充当しております。平成31年度末の積立金を住民1人当たりで見ますと、前年度に比べて2万5千798円少ない21万8千153円となっています。

これで、平成31年度の決算概要につきましての説明を終わらせていただきます。な

お、別冊として、主要施策の一覧表を添付させていただいておりますので、ご参照をいただければと思います。

以上でございます。

○辻本委員長 続きまして、総務部関係の歳入歳出について説明を求めます。

○小角総務部長 おはようございます。

それでは、議会事務局、会計課及び総務部所管の歳出について、事業別区分の決算の大きいものを中心に説明申し上げます。

なお、100万円以上の不用額につきましては、別途、不用額調書を配布させていただいております。したがって、説明のほうは省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

それではまず、歳出46頁、47頁をお願いいたします。

1款、1項、1目議会費、支出済額9千364万9千154円。主に議会事務局職員の人件費及び議員報酬並びに政務活動費等の議会運営費でございます。

2目の議会広報費、支出済額65万9千304円。年6回の議会だより発行に要した経費でございます。

2款の総務費、48頁、49頁、お願いいたします。

1項の総務管理費、1目一般管理費、支出済額4億7千713万4千319円。職員人件費につきましては、各部局の費目にも共通しますが、ここでは全体の概要についてご説明申し上げ、以降については、各部局における人件費の説明については省略をさせていただきますので、その点ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。まず、一般会計における給料の支給人員は、特別職3名を含めて113名と、前年度と比べ2名増員となっております。給料の総額については、4億4千875万7千16円、前年度に比べ0.18%の増となっており、人事院勧告で0.09%、定期昇給では1.18%、それぞれの影響によるものでございます。地域手当は、給料月額、扶養手当、管理職手当の合計額に100分の6を乗じた額となっております。時間外勤務手当の支給総額は、選挙費、災害対策費等を除き2千106万5千385円で、前年度に比べ71万7千945円の減額となっております。期末勤勉手当の支給割合は、6月期は2.25月、12月期は2.275月、年間トータルで4.5か月となっております。退職手当は、定年退職7名分、自己都合退職3名分及び任期満了に伴う教育長によるものでございます。

職員研修事業124万4千491円は、職員研修の専門機関への実施委託料や南河内

郡町村職員研修協議会負担金など、62の研修会に延べにして301人の参加となっております。

衛生委員会事業13万4千円は、産業医の報酬でございます。

非常勤職員公務災害補償事業26万4千230円、51頁をお願いいたします。

22節の補償補填及び賠償金22万1千230円は、非常勤職員の公務災害1件に対する補償でございます。

秘書人事管理事業2千979万169円は、アルバイト職員延べ202名延べ非常勤嘱託職員の26名分の共済費や賃金でございます。

10節交際費5万8千円は、8件分の支出を行っております。

12節の役務費のうち、職員採用試験検査手数料65万3千400円は、民間企業などの採用で活用されておりますSPI試験、いわゆる適性検査に係る委託料で、行政職の募集で78人、氷河期世代の募集で14人、専門職採用試験の募集で8人の受験に活用した経費でございます。

13節委託料のうち、職員健康診断委託料43万272円は、職員及び嘱託職員、アルバイト職員172名の健康診断の委託料、職員厚生事業委託料98万8千224円は、福利厚生事業の職員会への委託料、職員採用試験業務委託料69万8千500円は、行政職の2次試験の専門業者による面接試験の委託料でございます。

14節使用料及び賃借料138万6千72円は、人事給与システムに係る電算機器及びシステムプログラムの賃借料でございます。

総務一般管理事業488万7千741円のうち、13節委託料のうち、顧問弁護士等法務相談委託料68万5千円は、顧問弁護士への簡易な法務相談を含む顧問弁護士料、訴訟事件弁護士委託料43万6千円は、教育委員会非常勤嘱託職員雇い止めに関する訴訟事件弁護士委託料でございます。例規集更新業務委託料265万600円は、条例・規則の制定・改廃に伴う電子データの更新及び自治体法務NAVIの利用料でございます。

53頁をお願いいたします。

共通一般管理事業、総務政策課配当分の559万8千665円のうち、11節の需用費の消耗品費199万5千526円は、各課共通のコピー用紙やトナー、インクなどの購入代でございます。

14節使用料及び賃借料の複写機等賃借料339万697円は、11台分の印刷機器などの賃借料でございます。

共通一般管理事業、会計課配当の327万8千980円、13節の委託料の公用車運転委託料189万6千480円は、マイクロバス運行の業者委託料で、延べ23回の運行を行っております。

情報公開事業2万9千500円のうち、1節報酬費2万1千円は、情報公開審査会委員等の報酬でございます。情報公開請求が26件、個人情報保護制度に基づく請求はございませんでした。

基金積立事務事業、財政課配当の3千957万6千662円のうち、財政調整基金へ3千317万6千662円、退職手当基金へ50万円、環境衛生等基金へ500万円、たいしまちづくり夢基金へ90万円それぞれ積立てを行っております。

基金積立事務事業、会計課配当の396万3千128円は、財政調整基金のほか9基金等の積立定期利息を積み立てております。

54頁、55頁をお願いいたします。

2目の財政管理費、支出済額388万2千808円。

11節の需用費のうち、印刷製本費25万9千600円は、予算書100冊に要した印刷代でございます。

13節委託料のうち、財務書類作成支援業務委託料303万9千円は、公会計処理業務の委託料でございます。

3目会計管理費、支出済額374万5千898円。

11節の需用費のうち、印刷製本費32万7千78円は、決算書100冊に要した印刷代でございます。

14節の使用料及び賃借料290万7千480円は、財務会計処理システムに係る経費でございます。

庁舎維持管理事業、総務政策課配当の4千203万4千405円のうち、電気料で858万7千278円、修繕費266万1千252円は、給水設備のほか、庁舎全般での修繕費となっております。

57頁をお願いいたします。

13節の委託料のうち、庁舎警備委託料で728万7千792円、庁舎設備保守点検委託料で502万6千34円、庁舎清掃委託料で322万3千902円、庁舎エレベーター・高圧受電設備更新工事実施設計業務委託料で254万9千800円などの支出を行っております。

14節の使用料及び賃借料のうち、来庁者駐車場用地等賃借料279万3千円の支出を行っております。

15節工事請負費353万9千700円は、庁舎正面玄関、ほか出入口自動ドアの駆動装置の更新を行っております。

公用車管理事業416万7千405円は、公用車27台の燃料費や保険費用及び検査費用などの経費でございます。

町村賠償保険加入事業298万3千194円は、庁舎等の建物共済掛金で174万2千75円、全国町村総合賠償保険で122万9千202円の支出を行っております。

普通財産管理事業428万8千922円のうち、13節委託料の登記・測量等委託料28万3千200円は、財産売払い鑑定等委託料でございます。

15節の工事請負費399万6千300円は、公用地整地工事請負費でございます。

59頁をお願いいたします。

ESCO事業3千768万5千186円は、役場庁舎等のESCO事業におけるサービス委託料でございます。

5目公平委員会、支出済額8万円は、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河南町、千早赤阪村と本町の6市町村で構成する南河内広域公平委員会の負担金でございます。

6目自治振興費、支出済額1千728万222円。表彰事業8万6千450円は、表彰審査委員会3名分の報酬及び被表彰者14名に対する記念品の経費でございます。

地区・町会等運営事業1千719万3千772円。

8節の報償費のうち、町会長等報償費182万4千円は、1人3万8千円、48名分でございます。

11節の需用費の修繕費93万7千400円は、春日、山田集会所の空調設備、また、各集会所での消防設備等の修繕費でございます。

19節負担金補助及び交付金のうち、自治振興補助金961万8千652円は、48町会に対して、地区集会所維持管理補助金199万7千円は、大字6地区に対して、また、町会等集会所整備事業補助金95万6千円は、3町会に対してそれぞれ補助を行っております。また、一般コミュニティ助成金110万円は、山田東條町会のだんじり祭り用備品購入等に関わる助成金でございます。

50頁、51頁をお願いいたします。

9目の広報費、支出済額953万8千667円。

広報事業 852万8千827円のうち、11節需用費の印刷製本費を545万6千160円は、広報太子の印刷経費などで、平成31年度の総発行部数は7万2千部、月平均で6千部となっております。修繕費の2万9千700円は、広報板などの修繕でございます。

13節委託料 277万3千4183円は、ポスティングによる広報配布業務委託料でございます。

ホームページ管理事業 100万9千840円は、町ホームページのプログラム保守及び賃借料でございます。

10目の企画費、支出済額の6千259万4千658円。繰越明許費 1千109万4千円は、地域公共交通事業での役場前バス停など拠点整備、またプレミアム付商品券事業での換金に係るものでございます。

企画一般事業 508万5千340円のうち、63頁をお願いいたします。

19節の負担金補助及び交付金の三世帯同居・近居支援補助金 450万円は、三世帯同居・近居を始めるために町外から転入する中学生以下の子どもがいる世帯に対して定住を促進するための支援で、9件の転入がございました。

住民協働による地域活性化プロジェクト事業 42万9千977円のうち、19節負担金補助及び交付金、竹内街道 1400年活性化プロジェクト負担金 20万円は、竹内街道・横大路活性化実行委員会への負担金、また地域伝統文化保存継承事業支援補助金 20万円は、地域で受け継がれてきました伝統行事、いわゆる山田だんじり祭りの運営経費に対して助成を行っております。

ふるさと太子応援基金寄附金事業 211万9千706円は、ふるさと納税の返礼品等運営に伴う委託料でございます。寄附者が54名、寄附金額 420万2千10円となっております。

地域公共交通事業 1千782万6千863円。

1節報酬費 47万6千円は、地域公共交通会議委員の報酬で、5回の会議を開催いたしました。

13節委託料のうち、地域公共交通支援業務委託料 258万5千円は、網形成計画に基づく本格協議を行うための業務支援委託料、また、地域公共交通拠点整備設計業務委託料 324万4千640円は、役場前バス停の整備及び緑の回廊改修に係る設計業務委託料でございます。

15節の工事請負費のうち、地域公共交通拠点整備工事請負費538万円は、役場前バス停などの拠点整備に係る平成31年度執行額、また、太子中央線等歩道改良工事請負費302万6千100円は、新規路線バス停設置に必要となる歩道改良を行ったものでございます。

19節の負担金補助及び交付金でございます。

65頁をお願いいたします。

地域公共交通新規路線設備等整備補助金で282万円は、金剛自動車が新規路線を本格運行するに当たり必要となるバス停ポールや車両の各種表示板などの初期費用に係る補助金でございます。

プレミアム付商品券事業3千571万6千402円は、消費税、地方消費税率上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的に実施したものでございます。

4節共済費31万1千831円及び7節賃金208万9千206円は、事業実施に伴うアルバイトに係る人件費となっております。

11節需用費の印刷製本費140万8千428円は、プレミアム付商品券の印刷代でございます。

12節役務費72万4千411円は、申請書の送付、返信、また、引換券送付などに係る郵送代でございます。

13節の委託料2千988万3千450円は、電算機器・プログラム変更等委託費で380万6千990円、取扱店舗募集や啓発用品作成などの事務委託料315万5千460円、商品券の換金など、事業費委託料2千292万1千円の支出を行っております。

14節の使用料及び賃借料86万5千920円は、電算機器・プログラム賃借料となっております。

15節の工事請負費32万4千円は、本事業の電話専用回線設置に伴う工事費でございます。

11目電子計算費、支出済額5千415万981円。

電算共通維持管理事業415万5千756円。

18節の備品購入費371万3千840円は、パソコン25台、プロジェクター1台などの購入を行ったものでございます。

情報施策推進事業534万8千807円は、インターネットやLGWAN、庁内ネッ

トワークに係るプログラムの保守委託料や賃借料などとなっております。

社会保障・税番号制度システム管理事業531万3千円は、国が管理する情報ネットワークシステムと本町システムとの中継を行う中間サーバやプラットフォームの運営に係る負担金でございます。

情報セキュリティ強化対策事業341万4千274円は、情報セキュリティの強靱化に対応する電算委託料などでございます。

67頁をお願いいたします。

自治体クラウド推進事業3千591万9千144円は、基幹系情報システムの共同クラウド化に伴う利用料でございます。

12目の人権啓発費、支出済額333万2千272円。

13節の委託料158万7千800円のうち、人権啓発推進大会委託料20万円は、昨年12月10日にプロ車椅子ダンサーの奈佐氏を講師に迎え、ダンスで心のバリアフリーをと題し、開催した業務委託料でございます。

男女共同参画推進計画策定委託料138万7千800円となっております。

19節負担金補助及び交付金101万7千600円のうち、人権啓発、人材養成事業等負担金16万8千700円は、部落解放・人権大学講座や人権に関して大阪府と市町村が共同事業を実施するための負担金でございます。

町人権協会助成金は、71万2千円となっております。

68頁、69頁をお願いいたします。

2項の徴税费、1目税務総務費、支出済額1億2千234万7千241円。

徴税総務事業1千982万6千336円。

11節の需用費のうち、印刷製本費の180万6千682円は、納税通知書などの印刷費でございます。

14節の使用料及び賃借料314万6千244円は、滞納管理システム賃借料でございます。

19節の負担金補助及び交付金のうち、市町村たばこ税大阪府交付金1千430万6千円は、平成30年度のたばこ税に対する課税定額を超えた分でございます。

町民税課税事業552万8千494円のうち、13節委託料394万7千184円は、町・府民税賦課事務委託料でございます。

固定資産税課税事業1千236万5千124円。

71頁をお願いいたします。

13節の委託料のうち、税務地図情報システム保守業務委託料129万8千円は、地番図修正などの業務委託料でございます。2021年度評価替えに係る路線価算定業務委託料272万1千600円は、用途地区・状況類似地域区分の決定や標準宅地選定など、業務委託料となっております。また、鑑定評価業務委託料は430万7千284円、評価替えに必要となる68か所の標準宅地に係る3年に1度の鑑定業務委託料でございます。

軽自動車税課税事業119万4千796円は、軽自動車税の賦課徴収経費でございます。

町税収納整理事務事業892万62円のうち、13節のコンビニ収納代行業務委託料80万1千527円は、コンビニでの納付9千426件分でございます。また、共通納税システム委託料378万6千円は、システム適用に係る対応パッケージの設定業務の委託料でございます。

23節の償還金利子及び割引料の償還金310万9千373円は、法人で12件、個人で48件に対する償還金でございます。

国税連携システム管理事業98万3千484円は、確定申告データ及び年金特別徴収データの連携に係る経費でございます。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、支出済額4千962万448円。

73頁のほうをお願いいたします。

戸籍住民登録事業1千39万6千638円のうち、13節委託料322万4千220円及び14節の使用料及び賃借料466万3千392円は、戸籍住民基本台帳ネットワークの電算システム機器及びプログラムの保守と賃借料などとなっております。

19節の負担金補助及び交付金のうち、通知カード・個人番号カード事務委任交付金182万8千200円は、マイナンバーカードの作成に係る地方公共団体情報システム機構への交付金でございます。なお、平成31年度末までの累計発行枚数は1千574枚、人口に対する割合は11.9%となっております。

旅券事務事業80万5千円は、パスポート発給事務に関する富田林市への委託料で、平成31年度の交付件数は442件となっております。

4項の選挙費、1目選挙管理委員会費、支出済額27万2千364円。

1節の報酬24万2千円は、選挙管理委員4名の報酬でございます。

74頁、75頁をお願いいたします。

2目の参議院議員通常選挙費、支出済額687万7千126円。昨年7月21日執行の第25回参議院議員通常選挙に係る事務経費で、投票率は49.22%となっております。

3節の職員手当等のうち、時間外勤務手当180万7千511円は、投開票に係る43名分及び選挙期間中の事務局職員3名分、また、管理職員特別勤務手当28万8千円は、投開票に係る17名分でございます。

3目の大阪府知事選挙費、支出済額104万7千323円。昨年4月7日執行の大阪府議会議員選挙と同日に行われた大阪府知事選挙に係る事務費で、投票率は48.72%となっております。

77頁をお願いいたします。

7節の賃金36万4千730円は、事務補助及び期日前投票業務に携わっていただいたアルバイト職員への賃金でございます。

4目府議会議員選挙費、支出済額226万19円。

3節の職員手当等のうち、時間外勤務手当103万8千214円は、投開票に係る32名分及び選挙期間中の事務職員3名分、また管理職員特別勤務手当25万2千円は、投開票に係る9名分でございます。

78頁、79頁をお願いいたします。

5目の町長、町議会議員補欠選挙費、支出済額228万7千498円。4月12日執行の町長、町議会議員補欠選挙に係る事務経費で、投票率は50.68%となっております。

3節の職員手当等の時間外勤務手当28万5千779円は、事務局職員3名分の手当でございます。

5項の統計調査費、1目統計調査総務費、支出済額116万6千712円は、農林業センサス及び経済センサス基礎調査など、統計調査等に係る経費でございます。

6項の監査委員費、1目監査委員費、支出済額34万9千円は、監査委員2名の報酬でございます。

次に、170、171頁をお願いいたします。

11款公債費、1項公債費、1目元金、支出済額4億435万6千751円。これは町債の元利償還金でございます。

2目の利子、支出済額3千117万7千340円。町債の利子償還金でございます。

12款の予備費でございますが、2款戸籍住民登録事業へ48万2千円を、3款放課後児童会運営事業へ51万2千円、9款教育委員会運営事業へ10万円をそれぞれ充当しております。

以上で、歳出についての説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、総務部所管の歳入についてご説明を申し上げます。

決算書の20頁、21頁をお願いいたします。

1款町税、収入済額14億5千200万4千793円、前年度と比べ3千987万2千7円、2.8%の増収となっております。

1項の市町村民税、収入済額7億889万5千435円、前年度と比べ2千735万2千333円、4.3%の増収。

1目の個人町民税、収入済額6億6千489万2千235円、前年度と比べ1千118万9千33円、1.7%の増収。

2目の法人町民税、収入済額4千400万3千200円、前年度と比べ1千616万3千300円、58.1%の増収でございます。

2項の固定資産税、収入済額5億1千877万6千8円、前年度と比べ2千233万149円、4.5%の増収。この増収の要因は、事業用家屋と償却資産の増加に伴うものでございます。

3項の軽自動車税、収入済額3千735万6千100円、前年度と比べ173万2千548円、4.9%の増。新税率による影響が主な要因となっております。また、自動車取得税に係る環境性能割が創設されたことも増収の原因となっております。

4項の市町村たばこ税、収入済額1億8千691万9千350円、前年度に比べ1千150万1千323円、5.8%の減収でございます。

5項入湯税、収入済額5万7千900円、前年度に比べ4万1千700円、42%の減収となっております。

2款地方譲与税、収入済額3千618万8千3円、前年度と比べ71万5千3円、2.08%の増収となっております。

1項の地方揮発油譲与税、収入済額913万7千円、前年度と比べ110万5千円、10.8%の増収でございます。

2項の自動車重量譲与税、収入済額2千631万5千円、前年度と比べ108万4千

円、4.3%の増でございます。

3項の森林環境譲与税、収入済額73万6千円の皆増でございます。

4項地方道路譲与税、収入済額3円でございます。

3款利子割交付金、収入済額244万8千円、前年度と比べまして162万7千円、39.9%の減収でございます。

22頁、23頁をお願いいたします。

4款の配当割交付金、収入済額1千127万2千円、前年度と比べ157万5千円、16.2%の増収でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金、収入済額645万3千円、前年度と比べ175万2千円、21.4%の減収でございます。

6款の地方消費税交付金、収入済額2億3千344万2千円、前年度と比べ985万5千円、4.6%の減収でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金、収入済額2千368万5千208円、前年度と比べ28万8千307円、1.2%の減収でございます。

8款自動車取得税交付金、収入済額1千33万1千929円、前年度と比べ888万6千71円、46.2%の減収でございます。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、収入済額1千239万1千円、前年度と比べ218万3千円、21.3%の増収でございます。

24頁、25頁をお願いいたします。

10款の地方交付税、収入済額15億1千125万5千円、前年度と比べ1千747万6千円、1.2%の増収。内訳としまして、普通地方交付税が13億1千184万8千円、前年度と比べ1.5%の増収、また、特別地方交付税が1億9千940万7千円、前年度と比べ0.7%の減収でございます。

11款の交通安全対策特別交付金、収入済額203万9千円、前年度と比べ7万2千円、0.6%の減収でございます。

13款使用料及び手数料、1項の使用料、1目総務使用料、1節庁舎等使用料、収入済額133万7千121円は、庁舎内の飲料水自動販売機やJA大阪南のATM、また広域水道企業団庁舎使用に係る行政財産目的外使用料でございます。

2節の万葉ホール使用料、収入済額7万7千700円は、10件の有料使用料の分でございます。

26、27頁をお願いいたします。

2項の手数料、1目総務手数料、1節総務管理手数料、収入済額89万86円のうち、税務証明手数料が1千931件、また督促手数料が2千770件となっております。

2節の戸籍住民基本台帳手数料、収入済額446万3千100円。内訳としまして、戸籍謄抄本等手数料が3千314件、住民票の写し等の手数料が5千522件、印鑑登録証明手数料が3千944件、また閲覧その他証明手数料が441件となっております。

28頁、29頁をお願いいたします。

14款の国庫支出金、2項の国庫補助金、1目総務費国庫補助金、収入済額2千156万4千200円。収入未済額338万5千800円につきましては、プレミアム付商品券事業に伴う国庫補助金決定額のうち、令和2年度に繰り越したものでございます。

社会保障税番号制度システム整備費補助金239万1千円は、中間サーバやプラットフォームの運営に係る地方公共団体システム機構への負担金に係る国庫補助金でございます。

通知カード・個人番号カード事務補助金179万7千円は、地方公共団体情報システム機構への通知カード・個人番号カード関連の事務経費への交付金でございます。

30頁、31頁をお願いいたします。

プレミアム付商品券事務費補助金1千279万5千円は、プレミアム付商品券事業に係る事務費でございます。プレミアム付商品券事務費補助金458万4千200円は、プレミアム付商品券事業に係るプレミアム分でございます。

3項の国庫委託金、1目総務費国庫委託金、32頁、33頁をお願いいたします。

2節の戸籍住民登録費委託金19万4千円は、中長期在留者事務委託費交付金でございます。

15款の府支出金、2項の府補助金、1目総務費府補助金、1節の総務管理費補助金、収入済額231万2千円のうち、総合相談事業交付金118万5千円は、人権相談や就労支援相談に係る交付金、移譲事務交付金10万8千円は、NPO法人の設立認証等に係る交付金でございます。

2節の戸籍住民登録費補助金、収入済額47万2千800円。人口動態統計調査費交付金で1万6千800円、旅券事務交付金で45万6千円でございます。

36頁、37頁をお願いいたします。

3項府委託金、1目の総務費府委託金、1節総務管理費委託金、収入済額25万1千

円は、人権啓発活動委託金でございます。

2節の徴税費委託金、収入済額2千81万674円は、府民税徴収事務委託金でございます。

3節選挙費委託金、収入済額936万6千280円、参議院議員通常選挙費委託金が687万7千126円、大阪府府知事選挙費委託金が140万7円、府議会議員選挙費委託金が108万5千899円でございます。

4節の統計調査費委託金、収入済額116万4千310円、農林業センサスや経済センサス基礎調査等の委託金でございます。

16款の財産収入、1項財産売却収入、1目財産売却収入、収入済額95万9千212円でございます。

38頁、39頁をお願いいたします。

2項の財産運用収入、1目の財産貸付収入、収入済額73万662円。財産貸付収入は、NTTドコモの電波塔敷地の貸付け及び大阪ガスへのプロパン庫敷地の貸付けなどの収入でございます。

2目の利子及び配当金、収入済額396万3千128円、基金の定期預金利息でございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目の指定寄附金、1節のふるさと太子応援基金寄附金、収入済額420万2千10円、65件の寄附がございました。

18款の繰入金、1項基金繰入金、1目の財政調整基金繰入金でございますが、2億6千万円の取崩しを行いました。

2目の太子まちづくり夢基金繰入金、収入済額112万1千円。これは中学生の英語検定試験検定料の補助金に充当しております。

3目のふるさと太子応援基金繰入金、収入済額180万円は妊娠出産包括支援事業、観光推進事業、子ども子育て支援事業に充当しております。

4目の公共施設整備基金繰入金6千33万9千円。生涯学習施設整備事業実施設計、3公共施設、ため池改修、小中学校トイレ改修、給食センター維持管理事業等に充当しております。

5目の退職手当基金繰入金8千800万円。定年退職者7名でございます。

6目の聖和台汚水排水処理施設基金繰入金1千424万3千589円でございます。

40、41頁をお願いいたします。

2項特別会計繰入金、1目山田財産区特別会計繰入金、1節の山田財産区特別会計繰入金、収入済額611万5千942円は、文化池災害復旧事業に係る地元負担金でございます。

19款の繰越金、収入済額2千985万3千696円は、前年度の繰越金でございます。

20款諸収入、1項の町預金利子、収入済額6千382円。

2項の延滞金加算金、収入済額84万7千847円。町税の延滞金でございます。

3項の雑入、2節の雑入のうち、総務部所管に関わるものとしたしましては、市町村振興協会交付金1千764万182円は、市町村振興宝くじのサマージャンボ分で1千168万5千884円、ハロウィン分で595万4千298円、これらは宝くじ収益金からの交付金でございます。大阪広域水道企業団庁舎経費負担金で29万7千262円、広告料73万4千400円は、ホームページのバナー広告や広報紙の広告掲載料でございます。

43頁をお願いいたします。

1款コミュニティ助成事業助成金110万円は、山田東條町会のだんじり祭り用備品購入に係る財団法人自治総合センターからの助成金でございます。プレミアム付商品券販売代金1千910万円は、プレミアム付商品券販売に伴う代金でございます。

全国自治協会建物災害共済費17万2千891円は、平成31年の台風21号で被災した中学校施設の施設災害復旧に対する共済費でございます。

21款町債、収入済額2億9千805万3千円。

1目の土木債、収入済額2千560万円。まず、1千60万円の町道老朽化対策事業債、町道山田春日線に対するもので、借入先は地方公共団体金融機構、利率は0.005%となっております。また、1千500万円の太井川改修事業債で、借入先は地方公共団体金融機構で、利率は0.2%となっております。

2目の教育債、収入済額1億1千650万円。まず、7千150万円の中学改修事業債、太子中学校大規模改修工事等に対するものでございます。これは繰越事業のため、令和3年3月に借入れを予定しております。また、保健体育債4千500万円の総合スポーツ公園改修事業債の借入先は地方公共団体金融機構で、利率は0.08%となっております。学校給食センター改修事業債の借入先は地方公共団体金融機構で、利率0.2%となっております。

3目の臨時財政対策債、収入済額1億5千595万3千円で、借入先につきましては、558万6千円が近畿財務局、利率は0.005%、また1億5千36万7千円が地方公共団体金融機構、利率は0.005%となっております。

44頁、45頁をお願いいたします。

22款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、1節環境性能割交付金で、収入済額321万5千円は、制度の変更に伴う影響額でございます。

以上で、議会事務局、会計課及び総務部所管の歳出歳入の説明とさせていただきます。

○辻本委員長 ただいま、総務部関係の歳入歳出について説明がありました。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時15分 再 開

○辻本委員長 それでは、再開いたします。

○小角総務部長 先ほど、私、ふるさと太子応援基金の中で、寄附者が57名と言ったと思うんですけども、寄附者54名の間違いでございます。訂正のほうをお願いいたします。

○辻本委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 それでは、附属説明資料の1頁のほうについてなんですけれども、今回の決算はかなり実質単年度収支のほうで2億2千万円を超える赤字という非常に厳しい数字が表れているのではないかなというふうに感じております。まず、この件について、原因は主に何であるかというふうなことについての質問です。

○小角総務部長 実際、赤字が大きくなっているのではないかな、原因が何かということでございます。今回、経常的な経費が大きく増えているというところが原因かなというふうには考えております。特に社会保障関係でございますけれども、これらは年々増加傾向にあります。また、そのほか、サービスの多様化による専門職の配置や事務の効率化による業務委託など、人件費などが増えておるといのが状況でございます。また、少子高齢化によります給付、後期高齢者医療などの繰出金についても総じて増額しているというところがございます。また、31年度については、定年退職者、希望退職者が多かったという、そこら辺りも原因かなというふうに考えております。

ただ、臨時的な経費につきましては、国指定史跡二子塚古墳整備事業など、普通建設事業につきましても、多額な経費が必要となったということは歳出が増えた原因というふうに考えております。

ただ、歳入につきましても、普通交付税等は増加はしておるんですけど、地方消費税、交付金をはじめ、各種交付金については減少しており、トータルではほぼ横ばいとなっているところに事業費が増えているということで、今回、厳しい決算になったというふうに考えております。

ただ、また今後、施設の老朽化等というのはどうしても着実に進んでまいります。その辺も踏まえまして、今後歳出については精査し、歳出削減に努めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○斧田委員 今、説明のほうをいただいて、非常に厳しい状況というか、話の中でも出ていましたけれども、退職者の状況についても、これからも太子町の場合、気をつけていけないことかと思えます。これから先について財政的な状況というんですか、非常に明るいというのはあまり見受けられないと思うんですけども、こういうふうなものについての取組というんですか、職員や住民さんに向けての取組というんですか、何かそういうふうなものはありますか。

○小角総務部長 今回、31年度の事業で、地域公共交通であったり、住民さんが、企業としては、町の持ち出しとかは大きな建設があるというような状況ではありますから、住民さんが喜んでいただけるという事業を、やっぱりその辺は政策して、厳しい財政ではあるんですけども、住民さん、ここは喜んでいただける、そういう事業を選択して、事業を進めていくような形で検討していきたいというふうには考えております。

○斧田委員 どうもありがとうございます。

○寺町委員 51頁の件でちょっとお聞きしたいんですけども、顧問弁護士のところで委託料68万5千円をしているんですけども、それは基本的な契約であって、何かこういう問題が起こると費用がかかるというような形での列記をされているんですけども、訴訟事件弁護士委託料43万6千円、この件は正直言って、知らなかったんですけども、どういう内容でこういうことが起こっているのか、ちょっと教えてください。

○鳥取生涯学習課長 それでは、私のほうから、今ありました訴訟事件弁護士委託料についてご説明させていただきます。

これにつきましては、平成31年3月28日に口頭弁論期日呼出し及び答弁書の督促状が送付されてきた損害賠償事件でございます。請求の要旨でございますが、平成26年4月に総合スポーツ公園に嘱託職員として採用され、翌27年も引き続き更新を受けて勤務していた奈良県在住の男性より、その翌年の28年度、再々更新をされなかったことを不服とした損害賠償請求を地方裁判所葛城支部に損害賠償の提訴されたものでございます。

主な内容としましては、この男性は平成26年度に1年間の任期で総合体育館窓口での受付担当業務として、採用されました。その後、1年間の任期で再更新を行ったものの、翌々年度の再々更新をされなかったことを不服とし、いわゆる違法、無効だ、雇い止めであるということで主張されました。損害賠償としては、140万円を求めてこられたものでございます。

結果としましては、原告の男性に対し、町の行った不採用は法律上、保護された利益を侵害されたものとは言えず、損害賠償責任を負うものではないとして、昨年9月26日に口頭弁論、同日に結審し、11月21日に請求を棄却する旨の判決を受けたものでございます。ですので、全面請求は棄却ということになってございます。

判決理由でございますが、本件は町側の不採用に伴う損害賠償請求ではございますが、原告は地方公務員法3条の特別職である非常勤職員であり、地方公務員法上の特別職に対しては、任用予定期間の満了後に再び任用される権利、もしくは任用を要求する権利、または、再び任用されることを期待する法的利益を有するものと認めることはできないということで、再任用されなかったとしても、その権利ないし法的利益は侵害される余地はないというふうにされております。ただ、任用期間の終了後も任用を続けるような確約をすとか、任期満了後の任用が継続されるような行為をした場合には国家賠償法に基づく賠償を求める余地があり得るという判例もございます。

以上のことから、11月21日に全面棄却ということで判決が下りまして、原告よりその後、上告はございません。

今まで申し上げなかったのはあくまでも恣意的な、個人的な損害賠償請求でございます。町の政策に対しての何か損害賠償請求ということではございませんので、事務的に着々とさせていただいたわけでございます。

以上です。

○寺町委員 事務的に着々とやられて、結審したということなんですけども、こういう場

合は100%町側に不利益にならないような形でこの要った費用はどうなるんですかね。向こうから賠償請求できる内容なんでしょうか。

○鳥取生涯学習課長 費用というか、この訴訟にかかった費用につきましても、原告側、いわゆる起こしたほうが負担するというところで判決を受けております。

ただ、うちのほうでは弁護士さんに委託しておりますので、その費用だけが発生して、この経費としてこの47万円ということで書かれております。

○寺町委員 説明のほうである程度、そういう内容だなということを理解させていただきました。今後、このようなことにならないように、尾を引かないような内容でひとつ取り組んでいただけるようよろしくお願いいたします。

○辻本委員長 ほかに。

○村井委員 今、私、質問ちょっと1つ増えたんですけど、今の質問で生涯学習課長の説明という理由を教えてくださいませんか。ちょっと総務で生涯学習課長を立たされたのがちょっと疑問に思ったので。

○鳥取生涯学習課長 先ほど、答弁申しましたように、今回は案件としてはスポーツ公園の嘱託職員で採用されたという方からの訴訟でございますので、私が原課として対応させていただいたという次第でございます。

○村井委員 これ、そしたら秘書課ではなくて、担当課がその裁判を受け持っているということでしょうか。

○鳥取生涯学習課長 これは一般的に職員採用の基本的な考え方であるとか、そういった面であれば、秘書課が対応となりますけれども、今回はどんぴしゃでスポーツ公園の方で、スポーツ公園の任用に対するということでしたので、私のほうで対応させていただいたという次第でございます。

○村井委員 ちょっと私、その担当課がそこまで持つというところに役割のところ、今、ふっと説明を聞きながら、疑問に思っていたんですけど、これはこのままずっといかれるんですかね。

○東條秘書課長 すみません。私のほうから若干補足のほうをさせていただきますと、当該、この民事訴訟に関しましては、一定、その当時の当然、雇用するときにおきまして、秘書課が面接をせず、これ、非常勤の嘱託さんの雇用というのは今までずっといろいろ形が移り変わってきておきまして、この当時は生涯学習課のほうで面接をして、雇い上げられたと。当然、この民事訴訟の内容の中にはその雇い上げ期間だけでなく、ほか

の問題も含んでおりましたので、生涯学習課長のほうから説明ということでさせていただきます。

以上です。

○村井委員 私も説明を聞いて、あれっ、生涯学習課長が立っていると思って、今、そこで気づいたんですけど、やっぱりどうなんかな、裁判、訴訟となれば、長期になっていることもありますし、その中で担当部署がまた担当課長なり、係員が替わったり、部署異動でね。そんな中、まだ担当部署で引継ぎするのかというところの組織としての、やっぱり訴訟に対する対応というところ、そこはこれから機構改革をもしされていくなれば、しかるべき部署でしっかり訴訟のところを対応していく、体制のほうはよろしいかと思えますし、裁判所へ行って、ちょっと私、そのとき知りませんねんとは言われへんと思うので、ちょっとその辺、また考えてもらいたいということでお願いしておきます。

私も附属説明資料のところ、まず毎年、私は言わせてもらうけども、ふるさと納税の状況、すごく寄附金のところでマイナスになったというところの決算なので、検証をされているかと思うんですけど、その辺の検証と結果、要因というのはどういう要因があって、マイナスに振れたんだというところの説明していただけますか。

○奥埜総務政策課長 ふるさと納税の部分の減少ということでございます。昨年度につきましては2千785万円ということで、当町における過去最高額のふるさと納税額ということになってございます。これにつきましては、従来の返礼品、マッサージチェアというような大きな、高額の返礼品がございました。それと、昨年6月の条例、法の改正も含めましたふるさと納税制度の大きな方向転換といいますか、一定の地場産品としての大きな制限、制約、また、返礼品、各種事務に係る事務経費の限度額、そういった部分がかかり細かく制約される状況となってまいりました。その中で、先ほど申し上げました高額の返礼品の対象となっております部分につきましては、もう明らかに地場産品としては認められないというような状況となりました。

そういった中で、返礼品の開拓につきましても、かなりの返礼品数、そちらのほうも増やすような形で努力はしてまいったところでございますけれども、なかなか返礼品としての需要、その辺の部分がうまく対応できておらないというような部分もあるかも分かりませんが、高額な返礼品がなくなったについては、またマッサージチェアという健康器具といいますか、そういった返礼品が意外と他団体より少ないかというようなところ、それと制度改正を見込んだ駆け込みの需要というような部分も一昨年度につ

いてはあったかというふうに考えております。

そういった状況の中、本町における返礼品、そういった部分をさらに今後も開拓に努めて、増額に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○村井委員 課長おっしゃるとおり、太子町としては平成20年度から、当時から返礼品がなかった結果がふるさと応援寄附金ということで事業を開始されて、もう10年、11年ですか、過ぎて、その中で途中で返礼品というので、いろいろ地元産品で。私、ここで質問せなあかんやろうなと思ったのは、去年の年末、やっぱりふるさと納税寄附金というのは、年末年始に合わせてというところの商品のところもありますし、皆さんの確定申告のところもありますので、やっぱり年末というところが1つ大きなタイミングというところが、どこの自治体でもそうなっていると思うんです。

その中で、去年の年末の太子町のホームページのふるさと納税のところに行ったときに、みんな売り切れ、なくなりました、何やかんやもうあれへんで、お菓子がぽつんと1つだけ、まだ受け付けていますという状況があった。その辺も、やっぱりその後を踏まえて、課長の答弁をお願いしたいんですけど、焼きそばにうな重とか、例えば太子町で蜂蜜なんか作っておられたんだなと思って、会社は豊能やのに太子で蜂蜜を作っておられたんだなと思いながらも、やっぱりそういうところのはバリエーションもいろいろ工夫してやってくださったと思うんですけど、何で私、ふるさと納税のこういうふうなところの質問を最初にさせてもらうかというたら、附属資料にもあります、4ページですね。附属資料の4ページの下にある自主財源と依存財源という割合がいつも出てくるんですけど、そもそも自主財源って何ですか、財政課長。

○小角財政課長 自主財源は何かということですけど、町が独自で収益を入れるといいですか、住民さんからの税金を頂いたり、あと事業主さんから税金を頂く、それと町の、例えばふるさと納税であったりという、税金を頂く、自分のところで賄える部分になってきますので、あとその他依存財源になってくるんですけども、国から頂いたりとか、交付金であったりとかというふうな形にはなってきます。その自主財源を増やすというのが、やっぱり一番大切、重要なことにはなってくると思います。ただ、今現在、そしたら、それをすぐに自主財源を増やす方策があるかということ、ふるさと納税をたくさんしていただくという、そういう方法があるんですけども、ほかについて、なかなか難しい部分があるのかなというふうに考えております。

ただ、その中で、今、実際に財政状況は厳しい、入りが、自主財源が乏しい中、やっぱり歳出という部分については、ある程度切り詰めるような形でやっていくとか、方法は今のところないのかなというふうには考えております。

以上です。

○村井委員 その中で、自主財源の中で、本当の自主財源というのは、本来本当に自由に使える自主財源というのは説明できますか。

○小角財政課長 実際、うちで使えるところになりますと、町税になってくるかなというふうに考えております。

あと、この町税の中でまたその中で限られたといいますか、割合はあるんですけども、その部分になってくるのかなというふうに。

○村井委員 今、課長がおっしゃったように、その限られたという中で、やっぱり町税の25%の留保財源、そこの部分も増やさんと、義務的経費に引っ張られて、投資的経費に回せないという、それが財政の硬直化という、それがこの経常収支比率103.7%というところに表れてきていると思うんですけど、それ、改めてなんですけど、副町長に聞きたいんですけど、単年103.7%という数字を見て、どう感じられているのか。太子町でまず状況ですね。ちょっと教えていただけませんか。

○藤原副町長 100%を超えている状況ですね。かなり本当に、経常収支比率は財政の硬直化合いを示している、まさに裁量で使えるお金の割合が減っているということなので、かなり厳しい状況と思います。ちなみに、去年の平成30年度で見ますと、府内の市町村でいうと100%を超えている団体も11市町ほどあるのかなと思いますので、昔ほどは経常収支比率がものすごい低くないとあかんというよりは、どこの団体も結構高くなっているのかなとは思いますが、非常に厳しい状況には変わりないと思います。

○村井委員 私なりにこの経常収支比率が103.7%と単年で出ていたというか、これ、皆さん、予測のところで大体そなん出てくるんだらうなというふうなところで、前々からとにかく1つの大きな要因として退職手当の306.7%増という、1億5千万円近い金が退職金で出ていったと。やっぱり、先ほどの斧田委員にもありましたけど、この人事的な、組織的にこの先、去年が多くあって来年が少ない、また、先は多いんだとか、その辺の年齢層といったらいいのか、その辺の把握というのは大体財政課、秘書課で把握されているのか、教えていただけませんか。

○東條秘書課長 今、退職者数と年間の採用も含めてになろうかと思うんですけども、

基本的に本町におきましては、定員適正化計画という計画に基づきまして、当然、職員の必要人員というのを計画立てて進めておりまして、去年の31年度は7名という方が同時に定年退職というの、これからは当然、学年にもばらつきがないようにバランスの取れた、1学年3人程度というようなことで、当然、退職者も今後2人であったり、順番にあるんですけれども、採用につきましても、その辺の年齢層のバランスですね、凸凹がないようにある程度一定、平均的な採用もしながら、平準化に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○村井委員 自主財源のところの質問と単年で経常収支比率が103.7%。ただ、私的には単年で103.7%、単年で、毎年、毎年、これ、4年も5年もそういうやった状況であったら、これ、非常にまずいと思うんです。ただ、単年で出すというのはあくまでも行政なので、営利目的で行っている民間会社じゃないので、やっぱり健全な行政運営をしていく中では、そういうのは3年、4年に1回、出てきて当たり前だと思っているんです。やっぱり、そういう投資を行ったら、そういうふうに減りますし、基金も減りますし、これが2年、3年、同じような状況が続くようであったら、これはもう根本的に基礎部門のところにも太子町の財政の本当シミュレーションができていいのかという話にもなってくるかと思うんですけど、やっぱり健全な行政としての収支のところでは、これは単年で出てきて当たり前だと思っているんですが、その辺はどう感じられているのか、教えていただけませんか。

○小角財政課長 31年度につきましては、先ほど、退職者が多かったということで、その辺の経費が伸びまして、どうしても100%を超えたというような状況でございます。退職者が少ない状況では退職金の部分を除いた場合、実際に100%を切るというような状況の数字を一応、こちらのほうでは感じてはおります。ただ、どちらにしましても、事業を進めていくとなれば、やっぱり費用が絶対発生します。31年度は特に退職者が多いということも原因ではあるんですけれども、ただ、その事業を、やっぱり必要な事業ではあるんですけれども、そこで大量的に全部一緒に重なってしまった、時期的に重なってしまったというところに、やっぱり少し問題があるのかなというふうに、必要な事業でやらなければいけないというのはあるんですけど、ただその辺をもうちょっと工夫できれば、ここまで財政調整基金の取崩しとかをしなくてよかったのかなというところもあります。その辺は今後、事業計画をしていく上できっちり検証して、やっていき

たいというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 今おっしゃったように、あくまでも行政なので、費用対効果だけを見て、この事業はやめておこう、これはあつてはならない、それがために、やっぱり基金というところの経常収支比率というのは、上下するというのは、私もずっと研修に行かせてもらったときに、基金高比率という数字を出して、いろいろやったときに、太子町は本当に全国の自治体の中でも超、基金を積んで積んで積んで積んで、右肩上がりのすごい自治体やったんですね。もう黒板に貼り出されて、見てください、これが自治体の鏡です。ただ、基金だけで積んでいるだけで、行政としてはどうなんだろうかね。やっぱり、行政サービスというところのことにもっと注ぎ込まないか。よその自治体は積んで積んで積んで積んで取り崩して、積んで積んで積んでと組めるんですけど、太子町はずーっとこれで来ておったので、その辺のところもしっかりこれからは、やっぱり財政シミュレーションをしっかりとやっていただいて、それと依存財源のところの話のところ、やっぱり地方財政計画の、副町長もご存じだと思うんですけど、令和3年度までは平成30年度並みの下回らない水準でというのが保証されているかと思うんですけどね。その先、やっぱりコロナ禍のことを考えたら、今度、依存財源のところもこれは本当に地方財政としていくと、もうどないすんねんという運営にならざるを得ない状況も推測されるんですけど、その辺、副町長はどう感じられているのか、教えていただけますか。

○藤原副町長 地方財政計画のほう、やはりコロナの今回の影響でかなり国のほうの税収とかも落ちますので、交付税の財源になっている部分が落ちてきますので、やはり地方に配分されている交付税とか、臨時財政対策債とかも含めて、やはりなかなか厳しい状況だと思いますので、ただ、太子町だけでなく、全国同じ状況だと思いますので、そういう状況はもちろん見ながら、太子町としての財政運営をしっかりとやっていきたいと思っています。

○村井委員 今おっしゃるとおり、全国の自治体は本当これから先、厳しい時代、このコロナ禍を受けて、例えば4月に発表がありました骨太の方針でもコロナ対策とデジタル化、もうそれも二本柱でがんがん行きますよとみたいなね。だけど、それをやるにはちょっと私も乗り出したけど、依存財源のところ、国からどれだけ来るねんといったところが本当に書いてなかったの、やっぱりこれからそういうようなところにもこの決算

の報告を受けたら、大事だと思うんですけど、その中で私はこの単年度の町税の2.8%増、自主財源のところではちょっとこの町税が増えているというところのその数字の分析というのはどういうふうに分けられているのか、教えていただけませんか。

○林会計管理者 町税のほうは2.8%、前年度比較増加しております。これにつきましては、町民税のほうで個人のほうは若干所得増の伸びによって、1.7%ほどの伸び、あとは公金、それと固定資産税のほうは太子の西条開発に伴う事業者の進出によつての増加というのが大きく影響して、トータルで28%増ということにつながっております。以上です。

○村井委員 これ、長い質問ですけども、最後に、今おっしゃったように、町民税のうち、法人58.1%増と、やっぱりその当時、道を造つて、開発するということの効果が少しずつ表れてきているということを実際のさっき言うた留保財源25%確保する、これ、私たち太子町で一番今まで苦手だとされてきたところを、やっぱり進めていかんと、この先、バラ色の町政運営じゃなくて、イバラの町政運営が待っておると思っていたら、これは自主財源、留保財源確保というのは急務だと思うので、またその辺も総務部長のほうで中長期の財政シミュレーションをしっかりとやって、確保というのを進めていただきたいという要望で終わらせていただきます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○阪口委員 何人かの方から財政状況が非常に厳しいというふうに言われていたわけですが、基本的に、今もありましたように、31年度は、やっぱり退職者が多かったということで、定期の退職7名とそれ以外の退職者もおられたし、それと任期満了によるような退職者もいたし、退職金は基本的に必要なものですから、出費があつて当然だというふうに思うんです。それで、先ほどもいろいろとあつたように、新規採用と退職者数の状況ということで、この平成31年度の7名というのが山ですか。今後、4、5年、5、6年、予定ではそれぞれに何名ずつ退職されるんでしょうか。

○東條秘書課長 今後の定年退職者数の見込みはということでございます。現状、定年延長というのもいろいろ国のほうでありましたけども、現状といたしましては、令和2年度末現在で2名、令和3年度末現在で1名、令和4年度末現在で2名、令和5年度末現在で6名、令和6年度末現在で2名というような予定になってございます。

以上です。

○阪口委員 そうということで、平成31年度が非常に高かつたというふうに思います。そ

れで、今後そういう形で退職者ですから、令和5年ですか、そこがちょっと高いようですけど、毎年、毎年、だから、心配するような数字ではないというふうに思います。

それと、財政厳しい、厳しいと言われていたんですけども、確かに取崩しだとか、財調は2億6千万円あったと、それと退職金等々で3億7千万円、基金全体では減ったということですけども、財調が17億円というのは、先ほどもありましたように、かなり高い自治体だというふうに思うんですけども、今、14億9千万円、15億円になったということですけども、ほかの町村の自治体等は財調というのはどれぐらいそれぞれ確保されているんでしょうか。

○小角財政課長 すみません。今はちょっと手元に資料がございませんので、また調べて、後ほどご報告させていただきます。

○辻本委員長 よろしいですか。

○阪口委員 決して少ないほうではないというふうに思うんです。もう一つ、今までも質問させていただいたんですけども、何億円か使うということですけども、財調というのは本当にどれぐらいなかったらやっていけないのか。それで、14億円、15億円ほどあれば、そんなに心配する必要がないというふうに思うんですけども、財政課長としては14億円でも心配だというふうに思われるんでしょうか。

○小角財政課長 今、14億円ほどということで、財調的にございます。幾らあればいいのかという部分になるんですけども、町として最低限度の範囲、標準財政機構という部分で考えましたときに、その約2割ぐらいをある程度確保しておくのがいいのかなとなりますと、今年でいいますと、約6億円ぐらいが必要になってくるかな。あと、14億円の財調がある。これ、今年、2億6千万円を崩しました。来年度以降、どうなるか、そこはある程度絞っていかないと、仮に毎年2億円を崩していくと、7年でなくなってしまうというような状況になってしまいます。その辺は、やっぱりそういうことはあつてはいけないというふうに考えておりますので、そこにつきましては、事業内容とかを検討して、ある程度財政調整基金は確保しながら、財政運営に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○阪口委員 総務部長のときに言っておられたのか、課長のときに言っておられたのか、忘れたけども、住民が喜ばれる事業、これは、やっぱり使っていくべきだというふうなこともおっしゃっていたので、使ったときは減るのは当然ですけども、それは計画的

に住民のための施策というのは引き続きやっていっていただきたいというふうに思いますし、太子町の財政状況から見て、それが不可能ではないというふうに思います。

それと、あとちょっと違う質問をさせていただきたいんですけども、プレミアム付商品券、65頁のところですね。これ、以前、今回のプレミアム付商品券事業というのは消費税増税で困難になる方、特に低所得者層、あるいは子育て世代が対象だったというふうに思うんですけども、かなり長いこと受付をやっておられたと思うんです。それで、以前のプレミアム付商品券はあつという間になくなったんですけども、これ、ずっとやっていたというのは、あんまり魅力がなかったのか、どういう層が商品券を利用されたか、その辺、子育て世帯なんか、低所得者世帯なんか、まずその辺はどうなっているんでしょうか。

○奥埜総務政策課長 昨年度のプレミアム付商品券につきましては、販売につきましては2月末まで実施しておりました。これは基本的に他団体も含めて、同様ですけども、ほぼ国が示しておりましたスケジュール的な部分、3月末まで利用可能ということでございましたので、2月末まで販売を行ったところでございます。最終的には、非課税の方、また、子育て世帯を含めまして、対象者数につきましては2千701人ということとなっております。そのうち、非課税者につきましては2千396人、そして子育て世帯については305人ということになってございます。ただ、非課税世帯につきましては、2千396人のうち、申請が977人ということで、40.8%ということになってございます。最終的にはこういう形になってございます。それと、そういう形で、引換券の送付者につきましては、非課税者の申請をいただいた977人、また子育て世帯につきましては、全世帯が対象ということになってまいりますので、305人ということで、引換券送付部分対象者としましては1千282人ということになってございます。この部分で申し上げますと、対象者2千701人に対して、全体の割合としては47.5%ということになってございます。

そして、最終的に商品券を購入されました方につきましては2千701人のうちの976人、全体で36.1%という方がご購入いただいた形になってございます。この内訳といたしましては、非課税者が814人ということで34%、子育て世帯につきましては162人で、53.1%ということになっておる状況でございます。そして、最終的に販売いたしました額といたしましては2千387万5千円ということで、換金され

た額、これは今年度繰越した額も含めてということでございますけれども、2千378万6千500円ということで、購入していただいた方の使用率としては99.6%ということで、若干未使用額が発生いたしましたけれども、購入いただいた方につきましては、ほぼご使用いただいたというような状況になってございます。

以上でございます。

○阪口委員 それで、40%、50%ぐらいの方が利用されたということですけど、この制度自体は対象者に喜ばれたものだったかどうかという、評価はどのようにされているんでしょうか。

○奥埜総務政策課長 評価としましては、最終的に国のほうでもなされるものかなというふうに考えてございます。実際、町といたしましては、国の施策として実施したところでございます。そして、やはり非課税者の方につきましては、先ほど申し上げましたように、やはり商品券を購入するということで、原資がどうしても必要になってくるというところもございます。子育て世帯の方についても同様でございますけれども、やはり子育て世帯の方につきましては、購入割合が高くなってございます。そういった部分では、一定、それなりの効果といたしますか、消費税財政の引上げに対しての効果はあったんだと。それと、あと、経済対策という部分も捉えましても、町内での個人事業者の方につきましても、一定、使用いただいている部分が見られておりますので、そういった部分では、一定の効果はあったのかなというふうには考えております。ただ、総論として、総体としての国としての判断はどういうふうにとられるというのは、また別途あるのかなというふうには思います。

以上です。

○阪口委員 最後に、町内業者は大体何10者というか、何事業者ぐらいあるんですか。

○奥埜総務政策課長 町内事業者さんにつきましては、最終31事業者登録いただいたという状況になってございます。

○辻本委員長 では、ここで暫時休憩といたします。再開は13時といたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○辻本委員長 それでは、再開いたします。

○小角財政課長　ちょっと先ほど府内の財政調整基金はどれくらいあるかということで、府内の町村のほうなんですけれども、一番多く財調を所有しているところにつきましては田尻町で29億5千600万円、あと一番少ないところで忠岡町の3億2千800万円。町村でいいますと、太子町は上から3番目くらいになるということでございます。以上でございます。

○辻本委員長　続いて、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員　財政が、太子町が今厳しいのか厳しくないのか、改めてもう一度お尋ねしたいと思うんですけれども、本当に厳しいんでしょうかね。今、これまでのお話を伺っていたら、本年度でいえば、何が一番大きかったかというのは、何度もどなたに問うても退職金だろうと思うんです。退職金が財政を、この31年度は、圧迫したなんて言うと、職員さんに対しても失礼なのではないかなと思うんです。当然、払うべきお金がたまたま今年度は多かったというのがもう今までの質疑からもそう聞こえるんですけれども、それでなぜ大変なんだといたら、将来的な不安があるからとおっしゃっていた。将来的な不安をつくっているのは太子町ではないでしょう。国が交付金をこれからちゃんとくれるのかどうか分からない、コロナがあって、もしかしたら減らされるかもしれない、そういう心配があるということなので、改めてお尋ねしますけれども、太子町として、この31年度、ちょっと例年に比べて、悪い1年を過ごした決算になっているんですか。

○小角財政課長　31年度決算、財政が厳しいということは、原因としては何かということですが、退職金、確かに7名、あとそれにプラス自己都合で辞められた方がいらっしゃいます。7名については定年退職ということになりますので、本来、退職基金であったり、それを積むぐらいにして、準備は平成27年度から用意しておりました。今、それにプラスアルファ、自己都合ということもあったので、支出が増えているということは確かに原因かなというふうに感じました。

あと、トータル、先ほどからお話しさせていただいているんですけれども、建設事業費、今、事業費の関係になるんですけど、附属説明資料のほうにもあるんですけれども、全体的に普通建設事業費として30年度から生じまして、323%と、増えていると。この中で、単独事業も増えています。補助事業という部分にあっても増えています。補助事業でありますので、全額補助というのはございません。やっぱり、一部、一般会計からの持ち出し等もございしますが、その辺の事業費が、やっぱり相当かさんでおりま

す。この辺で、このままずっとこれを今の状況を続けていけば、財政的には問題、確かに財政調整金等はあるとはいえ、やっぱりいつかは、それをずっと使い続ければ枯渇という部分も、要するに考えまして、やはり歳出削減には努めるような形で今後は財政運営をやっつけていかないといけないかなというふうに考えております。

以上です。

○西田委員　そういうのも一遍にやり過ぎてから、ちょっとタイミングを考えていかなあかんかなというようなこともちょっと午前中の質疑でもあったかと思うんですけども、それはそうでしょうね。附属説明資料の14頁にちょっと上げておられたと思うのだけど、学校施設は何をおいてもやっていくべきものであって、それは無駄だと言われたら、ちょっと困るなと思いますし、二子塚、これかて歴史の史跡を残していくという意味では必要だと思いますし、これが1件やるか、もう一つやるかというのはあると思うんですけども、全体を見て、特段この31年度はひどいことをしたから悪いこともないやろうし、この一部を見て、赤字になったから、これは危ないから太子町は大変だ、切り詰めなあかんというような決算ではないと私は思っているんです。

何より、ちょっとお尋ねしたいんですけど、49頁で職員さんの人数をおっしゃったと思うんです。職員さんは定員適正化計画に基づいて、雇ってもいいし、太子町の職員さんいてると言うんですけど、定員適正化計画であつたら、太子町の職員さんは何人必要ということになるんですか。

○東條秘書課長　今、定員適正化計画自身は今年度末までの計画となつてございまして、一定、数字としましては115人ということになつてございます。来年度以降につきましても、当然、115人という基準といたしますか、その数字というのが過去の行革も含めまして、国の集中改革プランを含めて、各自治体自身が純減何%という形でパーセンテージを示されて、職員数を減する基準を設けたという経過がございまして。一定、115人が類似団体を含めて太子町に本当にふさわしいかどうかというのは、今年度から始まりました会計年度任用職員、また、再任用制度を今活用しているんですけども、それも含めまして、一定の正職員の定数と非常勤と言われております、今でいいますと、会計年度任用職員というものも合わせまして、人件費としてどういった形で人員、要員管理というような考え方を一定、来年度以降、考えていこうかなということで、今、鋭意計画のほうを策定しているところでございます。

○西田委員　国の示した基準みたいなのがあるのかな。それでいって、今、115人とい

うことなんですけれども、これは国が言っていることであって、太子町で今働いている人が本当にこんな人数でいけるかというのを感じた数字ではありませんね。

○東條秘書課長 本年、委員おっしゃっているように、国が太子町の業務内容、アウトソーシングを含めまして、何名が太子町に合った基準ですというような示し方をされておられません。あくまでも類似団体を含めまして、これまでの経過も含めまして、太子町として115人というのを今定めておるところでございます。

○西田委員 また見直すというような方に115人では、やっぱり一部の部課が忙しくて休めないとか、そういう状況があったら、これは、やっぱり人数が少ないからだと思ったら、見直しの中では増やすことも考えてください。

○東條秘書課長 当然、業務に必要な人員は、要員は何人が必要かというのと併せまして、当然、小さな基礎自治体でございますので、財源も先ほど来からありましたように、事務的経費というのにも限りがあると思います。その中で、恐らく今後は、町長もおっしゃっておられます事業評価というものをシステム化して、きちっと考えていくということも含めて、人員管理とある程度必要な人数というのを今後はきちっと見極めていかなければならないかなとは思っておりますので。

○西田委員 ある程度必要な人数というのは、減らすことが目的にならないようにしていただきたいと思うんです。本当に行革のとき、今の太子町でもこれから厳しいみたいな話が午前中にありましたけど、行革のとき、夕張を引き合いに出して、全国の自治体もこのままであったら危ない、もう潰れるみたいな話があった中で、一番、被害者は住民さんになると思うんですけれども、それでも住民サービスを何とか確保せなあかんという中で、町が痛い目にも遭うたのは、一番は職員さんだと思うんです。給与の削減もありましたでしょうし、人員もそれから増えない中で、今、この115名と言いながらも、先ほど特別職を含んで113人であったということは115人になってなかったということになるのではないかなと思うんですけれども、もう少し人を大切にしないと、なかなか太子町がいろんなことをしようと思っても難しいと思うんです。

今、感染症対策でこの間、国が病院潰し、保健所潰し、今、保健所に電話してきて、人が足りないから電話がつながれへんというような状況もあるじゃないですか。これから、災害に備えようと言って、一遍、投票のときに、あれは台風でしたっけ、本当に職員さんがこれ、開票の人と外へ出る人とどうなるんだろうというような状況に、本当に現実に起こったこともあるじゃないですか。何か町内で事故や災害が起こったときに、

真っ先に自分の家族を置いても出ていかなあかん職員さんが、少ない状況でいつ地震が起こるか分からないとか、こんな感染症、またいつ起こるか分かれへん。コロナがいつ収まるか分からへん。学校は3密を避けるために、2メートル以上空けようと思ったら、少人数学級にせなあかん。そのためには学校の先生が必要になると。その場になったときに、人を集めようと思ったって、絶対捕まらないんです。見つけるのは大変だと思うので、そういうことも含めて、では、これからの職員の人数の在り方は考えていっていただけるんでしょうか。

○東條秘書課長 委員ご指摘のように、今、コロナ禍の中で各感染予防対策であったり、支援策というのは鋭意、職員一丸となって、支援策の検討などもしているところでございます。実際に小さな町役場で職員数にも限りもありますので、自然災害を含めても、職員の人数というのも問題になろうかと思っておりますので、コロナにつきましても、ある種OBであったりというのも、協力してもらってというような放送とかが流れたりもします。今後、人員管理につきましては、当然、再任用の職員さんにも協力していただきながら、一定、臨職、非常勤という考え方が会計年度任用職員ということになりますので、正職員と会計年度任用職員、再任用も含めまして、本来、太子町にどういった人員配置で、どういった要員管理をしていくのが一番いいかというのを見定めながら進めていく計画を考えているところでございます。

○西田委員 本当によろしくお願ひします。住民サービスの最も要は私は一つ一つの施策、本当の子ども医療費助成や拡充も本当ありがたい話なんです。それを、またこういう書類にし、実際にやっていくのは職員さんが動いて初めてできることだと思いますので、ここはきっちり押さえてもらいたいと思うんです。

何かあれば、人件費がかかり過ぎとか、いや、本当はないし、町長の退職金をもらうべきだと思うけど、それを減らして、福祉とか、今回、定数削減の話もありましたけど、議員も1人減ったら、年600万減るからそれをとというのはまた違うと思うんです。人を大切にする町政を続けていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それで、これは決算で31年度なんですけれども、31年度の決算、この動かしていた町長から、この4月から新しい町長に替わりまして、その決算の反省する点とか、ここをまた続けていこうというところとか、今、令和2年度進行中ですけれども、いろいろ白紙にするとか見直しするとか、そういった作業を同時に進めながら、今度、令和3年度の予算編成も入っていこうかと、していると思うんですけれども、総務部局として、

部長として、令和3年度に向けて、どのような部をつくっていこうとしているのか、この決算から今思っているところを教えてくださいたいんです。お願いします。

○小角総務部長 令和3年度に向けてどのように事業を進めていくのか、あと、今、31年度決算について、反省点であったり、問題点、また、評価する点ということでございます。先ほどから、何度も説明させていただいております。反省点というべきなんでしょうか、必要な事業というのは、役場として、町として、絶対やっていかなければならない事業、それは必要になってきます。ただ、先ほども言っていますが、今年度については、ご存じのように、退職者も多いというこのときに、たまたまやっていく建設事業費であったり、文教施設の維持管理の事業であったり、あとESCO事業につきましても、費用としては、電気代の削減とかという、返りもあるとは思いますが、そういうところもたまたまそのタイミングが同時期に実施したところに問題があると。それにつきましては、今後計画的にやっていく事業につきましては、検討していく必要があるのかなというところでございます。

あと、評価する点といたしまして、健康福祉部関係でいいますと、国の事業費、教育・保育の無償化に併せて、既に町の取組として、副食費に対する助成など、あと多胎児の具体的な負担を軽減するなど、そういう事業もやらせていただいております。また、あと、まちづくり推進部でいいますと、豪雨災害に備えた河川の改修事業であったり、道路の維持補修ですね。あと、総務部については、地域公共交通機関における事業で、金剛バスにつきましても新規路線の創設など、住民の皆様の利便性を向上した事業であるというふうに考えております。

令和3年度に向けましては、こういう事業、住民様に必要な事業につきましては、継続というような形でやっていく必要がある。ただ、その辺、事業の実施に関しましては、やっぱり本当に真に必要な事業であるかどうかという部分も見据えまして、効果を検証し、スクラップ・アンド・ビルドを実施し、次世代への負担を先送りすることのないような限られた財源を有効に活用するような形で、持続可能でやってきた町政運営を努めるようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西田委員 今の質問はそれぞれの部長さんにお尋ねしておこうと思ったんですけども、総務部としては、地域公共交通のことを上げていただきましたので、これもよりよいものにしていくために引き続き頑張っていただけたらと思いますので、よろしくお願

ます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 先ほど、午前中の質問の中、私もそうでしたけど、今、西田委員からあったように、財政課長、太子町の標準財政規模というのはどれぐらいなんですか。

○小角財政課長 今、標準財政規模といたしまして、32億円でございます。

○村井委員 標準財政規模、昔でいうたら、決算価格、あそこにも32億円ということで受けている。その中で、今、答弁にもあったように、スクラップ・アンド・ビルドと考えたときに、今もこの決算額と標準財政規模を見比べたときに、やっぱりおっしゃったように、スクラップ・アンド・ビルドを進めていきます。ということは、スクラップを進めていかないと、私、言うたら、どうなんかな、背伸びし続けているという表現がいいのか。これはまだ耐えられる背伸びなのか、その辺の感覚として、ちょっとご答弁いただけませんか。

○小角財政課長 今、村井委員おっしゃられましたのでは、今、事業をしていく上で無理をしているのかどうかというところでございます。今、各課、必要な事業ということで、やっぱり予算要求されて、必要な事業ということでやっております。ただ、やっぱりその中で確認をしていく必要があると思います。やっぱり、中にはもう役割を終えたような事業もあるかもしれません。その辺は確認して、継続していくのか、また、中止に、縮小していくのかという部分を考えてやっていきたいと思います。無理をしているのかどうかということに関しましては、ちょっと勉強不足で申し訳ないんですけども、そこまで目いっぱい無理をしているという状況ではないのかというふうには考えております。

○村井委員 先ほど、私、午前中の質問のところに受けて、あくまでも私たちは行政なので、行政の運営、民間会社、株式会社を運営しておるわけではないので、例えばスクラップするときでも費用対効果を受給されている住民さんが少ないからとか、これは赤字、やっぱりそういう補填する額が多いとか、そういうところのことが基準になるのかも分からんですけど、そればかりでやってしまったら、これ、行政サービスはそもそも何だと。そこはさっき言った基金の積み方、基金の取崩し方というところが問われる、内容は、質は問われることだと思うので、そこは、やっぱりしっかりと計算立てて、試算立てて、財政、先ほども言いましたけど、財政シミュレーションをしっかりと立てた上で、来年度予算、またそれ、中長期的にどうしていくんだというところの、これ、正直、人口なんかもう今の人口、今の年齢層で見たら、人口ピラミッドを見たら、太子町に住ん

でいる人口は大体推測がつくと思うんですよ、10年後、20年後というのは。だから、そういうところで、やっぱりしっかりやった上で予算立てというのをやってもらいますようにと。

これ、今日、総務などで聞きたいというか、各部署で聞かなあかんのかと思っておるところなんですけど、決算書の中で、やっぱり委託費という文言がどの部署でも出てくるんですね。委託というところの予算額というのは、これ、足したらすごく額だなと思う。委託というのは、今、さっき、東條課長からあったように、本来役所がやるべきことが人員なのか、そういうのがいろいろあって、何らか、委託しているという意味だと思うんです。本来やるべきことをね。ただ、委託としたところで、これ、業務があると思うんですけど、全てが入札で委託契約をされているのか。それとも、事業によったら、特殊性というので、やっぱり随意契約的にもうそこしか専門業者がいないのでというふうなことの契約があるのか、ちょっとそこを教えてくださいませんか。

○小角総務部長 委託関係につきましては、全て入札でやるか、あと随契があるのかというところがございます。入札の部分もございますし、随契の部分もあるというのが現状でございます。例えば、システムの改修であったり、システムの国の部分を使ったりする、そういうシステム等ございましたら、やっぱり業者さんのほうがもう決まっている部分がございます、そこらにつきましては、特定されてしまいますので、随契になっています。

ただ、あと、委託、例えば2階でしたら、草刈りとか、そういう委託、その辺につきましては、考慮するような形で、入札で業者を決めるというふうな形になっております。

○村井委員 特殊、特定のその事業に関しては、やっぱり随意契約というところが結ばれているということなんですけど、例えば、入札自体かな、これはちょっと特定だなと、随契だなという判断という、そういう何かルール、もしくはそれはどこでやっておられるんですか、決めておられるのは。

○小角総務部長 随契であったり、入札であったりというのは、最終的に業者の選定については、指名委員会のほうで決めさせていただいています。ただ、推薦業者というふうな形で、実際、今使っているシステムの保守であったり、改修であったりすると、やっぱりその業者さんが決まってくるので、それに関しては、担当課のほうからこの業者でこういう理由で随契にしますよというふうに記載して、指名委員会に諮ってきて、そこで内容を精査するというような状況になります。

- 村井委員 ということは、今、担当課でということで、担当課から上へ上がると。そして、担当課でこれは随契でいきますよと、担当課で判断されているということでよろしいんですか。
- 小角総務部長 そのシステムであったり、もともと入っているシステムに関して、それを更新であったりする部分に関して、そういう委託に関しては、担当課のほうから随契するのであれば、今、こういう理由で実施しますということで、担当課のほうから上がってくることになります。
- 村井委員 その意味では、随意契約しました、先ほどもありました事業評価と、今、いろいろあちこちの部署でもやっておられたと思うんですけど、事業が完了しましたと、これを事業としてしっかり評価しますと、評価、検証ですね。しましたときは、その検証はどちら側がやる気なんですか。
- 小角総務部長 事業評価につきましては、実施計画等、総務政策、また、総務部のほうで確認させていただいています。それによって、いろいろそれで最終的には理事者のほうにまた確認していただくというような形になってきます。
- 村井委員 そういうことをさっきの訴訟の話と一緒に、やっぱり担当課のところのことですっきりとしたルールづくりをすることによって、また、コストのところも削減できることもあるでしょうし、まあ言うたら、そういうことで町長も町長選挙のときでも、やっぱり役場内の透明化というか、見える化を進めていく。これ、委託というところで、しゃあないと思うんです。これはもう今の職員のところでもやりなさいと言っても、そんな無理なことは無理なものもありますし、だけど、その中でも、やっぱりそういうところを見える化できる制度、体制をつくるということが非常に大事だと思うんですけど、そういうところの体制づくりのところは今までお話しして、議論されたことはないでしょうか。
- 小角総務部長 その見える化というのは、今の現体制になってからということでよろしいですかね。今現在、例えば委託であったり、工事であったり、その部分につきましては、もともとそうなんですけども、決裁を回して、今、どういうふうな形でそれが適切なのかどうなのかという判断をさせていただいています。この中で、今の場合でしたら、特に財政の支出を抑えるということもございます。その部分につきましては、内部で厳しくチェックするような形でやらせていただいております。ただ、今後、令和3年度の事業の実施に向けては、より厳しくというか、その辺は確認、チェックをしていくよう

な形で事業の選別といたしますか、取捨選択というような形でやっていこうというふうには考えております。

○村井委員 最後に、これ、本議会の中で、議会でも議論があるかと思う。あつてしかるべきだと思うんですけどね。二元代表制の議会では議員の定数を削減してまでも財源を確保しようという動きがある。これ、二元代表制なので、議会の行政が対等な立場であつて、その中で行政も、私は、やっぱり町長の選挙の中で所信表明の中でもありましたし、役所内の見える化を進めるといふところのこともおっしゃっていましたし、そういうところで、組織の体制づくりといふのと職員の意識改革といふのを進めない、なかなか難しいのではないかと思いますし、そこをやるべきではないかと思うんですが、どうお考えですか。どうお感じですか。

○小角総務部長 今、委員おっしゃられたとおり、職員の意識の改革というのは、これは大変重要な、大切なことだといふふうに今考えております。事業を進めていく上で、やっぱり必要な事業、そうでない、ちょっと検討するような事業といふ、その辺のすみ分けといたしますか、そういうのを仮に予算で上げるにつきましても、職員の意識が統一していないと、多少無駄があつてもいいかなといふような、そういう部分が出てくる可能性もございます。その辺に関しましては、職員の意識を統一できるような形で、先ほど、委員おっしゃられたとおり、財政シミュレーション等、その辺を、やっぱり職員のほうに一応、提示するような形で、町としては今こういう状況にある、無駄なことは削減するような形で頑張っていこうといふような、そういうふうなことをちょっとやっていきたいといふふうには考えております。

以上です。

○村井委員 最後に、今おっしゃったことで、やっぱり太子町役場として、これが組織で対応してもらふといふ、個々の部署じゃなくて、組織で対応していくといふ、組織で事業を進めていくといふ、事業の進め方ですね。そういうところもまあまあ要望しまして、これで質問を終わります。

○辻本委員長 では、ほかに。

○阪口委員 何か悪いのですが、63頁の企画一般事業、三世代同居・近居支援補助金、結婚新生活支援事業ということですか。これ、町長が議員時代から思い入れのある事業だったといふふうに思うんですけども、人口減対策としても取り組まれてきたわけですが、31年度、結果、一定、効果があつた部分もあると思うんですけど、その辺の

評価はどうされているのでしょうか。

○奥埜総務政策課長 31年度につきましては、450万円ということで、決算書に載せてあります。1件50万円で9件ということでございます。それで、9件、9世帯の部分で転入された世帯人員としましては、32名ということになってございます。そういう部分から、これまで3年間、29年度から始めております。29年度は1件、30年度は4件、そして31年度9件、必ずしも増加傾向にあるからということはいきりきれないと思います。そういうタイミング、様々な条件があって、9件ということになっておるといふには理解いたしておりますけども、この三世同居・近居ということで、1つの家を建てられる中では、大きな額ではないかも分かりませんが、こういった部分があることによって、よかったというふうなお声をいただいている申請者もございますので、一定、効果はあったものというふうには理解をしております。

そして、今後も全国自治体、人口減少、高齢化、もう全ての自治体が同じようなペースではないにしろ、今後、進んでいくという中で、いかに人口減少のスピードを抑えていくかというような部分が大きくなってこようかと思っております。こういった部分で、今後、さらにこういった部分も含めて、制度自体も充実といいますか、近隣自治体を含めて、検討、検証してまいりたいというふうには思っております。よろしく願いいたします。

○阪口委員 人口減少は避けられない面はあると思うんですけども、やっぱり住みやすい町というか、そういう中で、住んでいただける方も増えてくるというふうには思いますし、今回は三世同居のほうは増えたけど、新婚生活のほうはゼロになってしまったんですけど、それも含めて、太子町自体が住みやすい町というか、子育てしやすく、それで高齢者にも優しいまちづくりというのか、窓口というか、きっかけとしては、こういう企画事業はいいわけですけども、総合的に住みやすい町ということで理解していかんとあかんというふうには思うんですけども、その辺も含めて、どうお考えでしょうか。

○奥埜総務政策課長 先ほども申し上げました、全国全ての自治体が今後、人口減少、超高齢化の社会というような状況になってまいります。2040年問題、様々な問題がございます。そういった中で、本町においても既に人口減少という状況が生まれておるところでございます。そういった中で、第5次総計、そういった中で、住民の方が望んでおられました日常生活が変えるような点も、また公共交通の充実、そういった部分が望まれているところであり、転出していかれる方の、そういった部分が改善されないかというような部分でのアンケート結果があらゆる調査の中で出ております。

こういった部分で太子西条地区を含めて、そういった商業施設の誘致、それと公共交通の充実、そういった部分が相対的に交わりながら、住民の方の転出抑制、定住促進、そして人口減少を止めるところまではいかないにしても、抑制になるような定住促進等と、結果的に自然増、社会増と自然増がうまく合わさるような形で、人口の減少がいかにか抑えられるかというような部分で、町政のほうを進めていければというふうに思っております。

以上です。

○阪口委員 ぜひお願いします。やっぱり、減少するのはどこともなんですけど、しかし日本の中で見れば、人口を増やしている町もあるわけですから、そういう意味でいうたら、本当に住みよいまちづくりを進めていくことがそういう部分につながってくると思いますので、引き続き、我々も含めですけど、まちづくりには努力していただきたいというふうに思います。

○辻本委員長 よろしいですか。

○阪口委員 はい。

○西田委員 組織のことがありましたけれども、ちょっとお尋ねします。今日もこうやって質問したら、部長が総務部長で答えになったり、財政課長で答えになったり、本当大変だと思うんです。それが10月の機構改革で解消されるかなと思っていたんですけど、もう少し時間を欲しいということをお聞きしました。本当機構改革は、職員さんの声一人ひとり聞いて、それは100%にはならないかもしれませんが、それに近い機構改革を皆さんで考えていただけたらと思うんですけれども、でも、やっぱり兼務状態がいつまでも続くというのはいかななものかなと思うんですが、それは大幅な機構改革前に解消する予定で今進めているんでしょうか。

○小角総務部長 機構改革についてなんですけれども、確かに4部長兼務の状態が無理をお願いしているところもございます。ただ、人員配置の関係ですとか、いろいろございまして、ちょっと機構改革の前に課長、4部長を兼務しているところについて、今、課長をというふうに関しては、現在のところ考えておりません。ただ、10月に新規採用者等数名入ってくる予定にしております。その辺につきまして、適切に配置し、あと課長補佐等いない担当課のほうもございまして、それにつきましては、適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西田委員 町長、そこら辺は、やっぱり町長のリーダーシップが要ると思うんです。いつまでにとというのがいま一つ分からなくて、ちょっとどうなるんだろう。うわさであったら、年明けかしら。でも、年明けでも3月議会を待つので、なら、4月まで待たなあかんのかなと。遅くても4月なのかなと思っているんですけども、全て遅くともなのか、それまでには機構改革をしますなのか、ちょっと町長の判断をお聞かせください。

○田中町長 所信表明で申し上げたのは、秋頃をめどにとということで申し上げていたんですけども、現況のコロナ禍とか、そういったこともございまして、当初想定しておった時期にはちょっと難しい状況になってきたなということでございます。ただし、機構改革はやっていかなければならないということで考えております。ですから、なるべく早い時期に、今、そういったことを行って、事業とか人員の配置、それからまた職員のやる気とかを考えながら、やっていきたいとは思っています。ですから、時期的なことではいいですと、なるべく早くということなんですけども、遅くとも4月にはさせていただかなあかなとは思っています、私の雰囲気としては。

○西田委員 それが遅くともというようなざくっとした答えなんだと。それが1月であったら1月とか、言えるときが来ましたら、またはっきり聞かせていただけたらと思います。

それと、今日というか、今回の9月議会は開会挨拶はいろいろ述べられた後、ここに入る前に、第5次総合計画の柱に沿って、それぞれ31年度の予算はそれで立てているので、それで町長は述べられたわけですけども、新町長になられての所信表明の柱はえらく変わっているなと思っていたんです。これは次の予算のときにはこの柱に沿って、一応第5次総合計画、大きな柱を見直しするつもりはないけど、中をいろいろ見直さなあかんところは見直すという話で、今、私ども委員で入っているんですけど、その柱は引継いでいくんですか。ここは変わっていくんですか。

○田中町長 前の委員会でもお答えさせていただいたんですけども、町長が替わるからころころ替わるというものでももちろんないですし、ですから、審議会でしっかりと作成していただいている部分ですので、それは町長が替わっても出ている。当然、尊重しながら、進めていかなければならないというふうに考えております。

○辻本委員長 ほかに。

○中村委員 先ほど来、財政に云々ということで、十分議論も出ておるんですけども、自主財源ということが、やっぱり叫ばれている中で、聖和台の開発、既にもう30年近

くになって、それでもまだ3分の2が開発された状態、また3分の1はまだ残っている。その中において、その空き地になっている部分の税がどうなっているか、宅地並み課税を与えているのか、それともブドウ1本を植えて、山林として置いてあるのか、そういった比率を計算されたことがありますかということと、やはり聖和台という良好な住宅地をいつまでも歯抜けの状態にやっていけば、町の財政の本当に無駄な部分だろうと思います。これを開発するというのになると、やはり宅地並み課税をしっかりと与えれば、お持ちの方も税金に取られるぐらいであったら、やっぱり家のほうに移ったほうがいいだろうというふうな方向性をつけられるかどうか。そして、当然ながら、宅地に変わっていけば、税につながっていくし、人口の増というところも向いていく。そういったことで、前回、総計もありましたけど、私も出ましたけども、そういったところの話は出ていないし、町側の考え方というのはいかがなものかなということもありますし、これは吉村町長、浅野町長、というところを並べてみると、3代にわたって、この開発というのはかかっているわけですし、そういったことで、やっぱり町の全体を見回して、開発をかけられるところは開発をかけて、雇用の場、また、税収の問題、早々、そこらのところを一度税の問題ということが、税収の問題が出ている以上は一度そこらのところをお聞かせ願いたいんですけど。

○小角総務部長 聖和台地区の農地のところについては、もともと開発する前に所有者が農地としてお持ちであったところを農地としてそのままお借りしているということで、農地で課税されているというのが現状でございます。

それにつきまして、こういった形で宅地課税にすることが適切なのかどうかというのは、ちょっと宅地の課税にされれば、確かに税金として上がりますから、その当時の条件等があったかと思えます。その辺、ちょっとまだ確認不足で申し訳ないです。その辺も確認しながら、対応といいますか、どのようにしていけばいいのかというのをまた検討したいとは思っています。

あと、開発等、収入を得るためには、事業者の開発等というのは必要になってくるかな。それにつきましては、財政を潤す面というのは普通にある。ただ、あくまでも開発につきましては、土地所有者さん、地権者さんのお考えの下、1軒のご家庭では多分無理です。何軒か集まって、その地域の皆様の意向のほうが重要になってくるというふうにご検討しております。その辺はもしそういう開発、総合計画であったり、都市計画マスタープランだったり、その開発できる区域という、またできるものというのをまた決まっ

ているところもございますが、その辺の開発をやりたいということであれば、ご相談いただければ、適切に対応して、ご相談に乗っていくような形でやらせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○中村委員 いえ、ですから、すぐに答えというのはもちろん出ないと思うんですけども、やはり宅地並み課税と農地ということの差は今現在、分かりますか、どれだけ差があるか。

○林税務課長 今、聖和台地区の宅地課税と農地課税の税額の問題でご質問いただいておりますが、今現在、150筆ほどが農地課税、ブドウ、ミカン等を栽培されているところについての課税ですけども、平均で1筆当たり5万円程度の税額はもう既にかかっているような状況になっております。開発当時に、平成2年に分譲された当時は、以前の農地課税ですね。調整区域の課税ベースを基にして、相当低い税額が続いたということですが、ある年代であまりにも極端な差があるということで見直しをかけた後、徐々に平均の土地の時価になるというような形で徐々に上がって行って、今、既に5万円程度ということになっておりますので、結構、農地されている方でも4区画ほどの農地栽培であれば20万円等の税がかかっておりますので、決して低い税額とは言えないとは考えています。

以上です。

○中村委員 やはり、税金そのもので云々というよりも、やはり町は町として開発をかけられる状態、そこに家を求めて、太子に来られる方、そういったことがつながるとというのが一番いいことだろうと思っています。ですから、やはりこれ、本当にコロナによって世界が変わった、これからの税収は本当に見えないというのは本当どこでも一緒だと思います。ですから、やはり今からすぐにでもそういう税の税収ということに対しては、町を挙げて取り組んでいかないと、口を開けておったって、物を入れてくれないという時代が来ると思います。それだから、早急にこういった形の計画等々も含めて、総計も含めて、税に対するというか、いわゆる依存財源に頼らず、自主財源で何とかその比率を上げたいということを手を打っていただきたいということを思いますので、その点もひとつよろしく願いいたします。

これで終わります。

○辻本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

○村井委員 今のちょっと中村委員の質問の関連なんですけど、これ、決算書の177頁の土地の明細のところの宅地のその他町有地という固定資産のこれは町が所有している聖和台の宅地として解釈してよろしいんでしょうか。

○林会計管理者 会計管理のほうでいきますと、宅地地目になっているところで、聖和台地区ほかのやつで宅地になっているところもございますので、ここも含めて、今、明細のほうはちょっと持ち合わせておりませんけど。

○村井委員 そしたら、この1千450平米、465坪ですね、全部入れたら。そのうちの聖和台の町が所有している宅地があるかと思うんですけど、そこは、私もちょっと明確な場所とか、どれくらいの面積があるのか分からないんですけど、その辺、教えてもらえませんか。

○小角財政課長 すみません。聖和台地区につきましては、これはちょっと詳しくはまた確認してご報告させていただきます。ただ、東谷池の付近に数筆、あと、例えば聖和台地区でいきますと、プロパン小屋が建っているところ、あと中央線部分があるかなとは思いますが、申し訳ないです、ちょっとその辺、再度確認して、またご報告させていただきます。

○村井委員 それは公有地、行政が所有している土地なので、後、何かどういうふうにしようかという計画は立てておられるんですか。

○小角財政課長 すみません。聖和台地区で今5区画ございます。財源確保の観点からいいますと、財産の売払い、それによって収入を確保するというのも今1つの手法かなというふうに考えております。その辺、ちょっと今後勉強して、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○村井委員 やっぱり、公共が公有地として所有する場合は、やっぱり何らかの計画を立てて、後の活用方法を立てていくというのが大事だと思うんです。その中で、決まっていなかったわけですね。先ほど、中村委員の質問の中で自主財源の確保というところで、やっぱりそういう所有物件の売却、それと農地のところの宅地化を進めるとか、住民さんには宅地化を進めて、太子町は宅地だけ、空き地のままで持っているというのがあったら、事業の進め方として、整合性が問われるところもあるかと思うので、そういうところも検討していかなあかと私は思うんですわ。もう一回、総務部長、お願いしま

す。

○小角総務部長 町の宅地等、販売できるような部分につきましては、今後、その財政の収入の部分で、やっぱりそういった形で、売買できるような形を取っていくような方法を考えて、近隣の市町村であっても、そういう売買はされているところもございまして、その辺を確認しながら、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○村井委員 ひとつ売却という手段とこれから計画の中で太子町も、やっぱりいろいろ土地のことで買収にお願いしに行かないかん話もあるでしょうし、そういうところで売却とまた換地という利用の仕方もあるかと思うんです。聖和台も宅地で、やっぱりそういうふうな優良な住宅地となれば、その土地価格以上にそういう魅力のあるところなので、またそういう換地としても、また活用できるのではないかというところのことをひとつ視野に入れて、また計画を立ててもらいますよう、またお願いしておきます。

○辻本委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございまして、総務部関係についての質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分いたします。

午後 1時53分 休 憩

午後 2時10分 再 開

○辻本委員長 それでは、再開いたします。

健康福祉部関係についての説明を求めます。

○子安健康福祉部長 それでは、健康福祉部福祉課、高齢介護課、保険医療課、子育て支援課、健康増進課に関連する歳出の方から、事業別区分の決算額の大きいものを中心にご説明を申し上げます。

それでは、まず歳出でございます。

78、79頁をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目社会福祉総務費、支出済額1億7千328万1千62円。

恐れ入ります、次の頁をお願いいたします。

事業別区分の社会福祉管理事業4千496万6千601円は、主に太子町社会福祉協議会への法人運営や地域福祉推進のための各種事業等に係る補助金3千944万5千6

00円、また、内部組織の共同設置として運営をいたしております福祉分野に係る南河内広域行政共同処理事業負担金496万6千円などがございます。

次の、民生委員等事業76万7千54円は、本町の民生委員、児童委員、保護司会や更生保護女性会の活動に係る経費でございます。なお、民生委員、児童委員の定数は地区担当29人、主任児童委員2人となっておりますが、現在、地区担当で欠員が3人となっております。なお、保護司は5人でございます。

次に、地域福祉援護事業の21万6千円は、知的・精神障がい者などの財産管理や介護施設への入退所などの契約及び遺産等法律行為を自分で行うことが困難な方を保護、支援する成年後見制度に係る経費で、平成31年度は施設入所者1人の費用助成として21万6千円を支出いたしております。

地域福祉コーディネーター配置事業256万4千231円は、平成28年度から非常勤嘱託員として配置しています地域福祉コーディネーター1名に係る経費で、地域における生活困窮者や障がい者などの要援護者が、住み慣れた地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、社会福祉士を活用することで、課題の解決や適正な福祉サービスの導入につなげております。

実績といたしまして、既存の公的サービスとの協働や各種福祉サービスの利用申請支援など、合わせて54件、また、個別の相談支援では105件の相談を行いました。なお、相談種別で累計いたしますと、延べ319件の相談支援を行っております。

包括的支援体制構築事業1千184万1千560円は、次の頁をお願いいたします。82、83頁でございます。

地域力強化推進事業では、住民相互のいわゆる共助に係る基調講演を皮切りに、住民主体の支え合いマップ作りに係るワークショップを開催いたしました。また、相談支援包括化推進委員配置事業では、育児、介護、障がい、貧困など、世帯全体の複合的、複雑化したニーズに対し、包括的に受け止めるため、専門員を配置し、課題解決のため、相談支援包括化推進会議を開催しているところでございます。

なお、これらの事業につきましては、社会福祉協議会に委託いたしております。

次に、過誤納還付事務事業422万3千228円は、事業費の確定などに伴う前年度や過年度の国・府支出金等の精算に伴う還付金となっております。

2目障害福祉費、支出済額3億5千968万4千645円、事業別区分の障がい福祉管理事業42万6千764円のうち、障がい者ふれあいスポーツ大会運営委託料12万

760円は、毎年秋に町内5つの障がい者団体により、町立総合体育館で開催されており、31年度は150人の参加者がございました。

また、障がい者緊急一時保護居室確保事業委託料26万4千204円は、障がい者に対する虐待が発生した場合の一時避難場所として居室を南河内6市町村で確保するために係る費用で、平成31年度の本町の利用実績はございませんでした。

次、心身障がい者（児）事業620万7千682円、8節報償費の心身障がい者等給付金539万9千500円は、身体障がい・精神障がいや療育で手帳をお持ちの在宅の方617人に対して給付を行ったものでございます。

20節扶助費の身体障がい者手帳診断料助成金33万8千60円は、身体障害者手帳交付申請のために要した診断料を助成するもので、助成件数は延べ53件でございます。

次に、障がい児通所支援給付事業6千669万159円のうち、20節扶助費の障がい児通所等給付費6千658万8千76円は、小学校就学前の児童の発達支援事業と就学後の児童の放課後等デイサービス事業の利用に対する給付事業で、利用者数は56人、年間利用述べ人数では464人の利用実績となっております。

次に、障がい者自立支援給付等事業2億7千415万5千188円は、13節委託料の、次の頁、84、85頁をお願いいたします。

右上、一番上です。基幹相談支援センター委託料197万円及び障がい者相談支援事業委託料321万4千円は、障がい者が自立し、安心して暮らせるよう事業所に相談支援事業などを委託しており、107名の実績がございました。

また、在宅入浴サービス事業委託料114万は、1人の方の利用実績でございます。

14節使用料及び賃借料の重度障がい者リフト付タクシー利用料21万9千860円は、16人の利用実績となっております。

20節扶助費の障がい者（児）日常生活用具給付・貸与費416万348円は、障がいのある方が在宅で生活するのに必要な用具の購入について助成する事業となっており、81件の実績がございました。

障がい者（児）補装具給付費545万3千114円は、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付、または貸与する事業で、37件の実績となっております。

介護給付・訓練等給付2億4千522万3千633円は、障がい者が自立して安心して暮らせるよう、居宅介護、共同生活援助や生活介護等のサービスを提供する事業で、

介護給付で60人、訓練等給付で59人の利用がございました。

次、移動支援給付費926万9千円は、屋外で移動が困難な障がいがある人の外出のための支援を行う事業で、31人の利用がございました。

日中一時支援給付費164万6千777円は、日中における活動の場の確保及び親の就労支援や家族の一時的な休息などを支援する事業で、9人の利用がございました。

次の、自立支援医療給付事業1千220万4千852円、20節扶助費の更生医療給付費770万4千424円は、身体障がい者でその障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のための医療費の給付を行うもので、18人に支給いたしております。

また、育成医療給付費の447万5千237円は、障がい児に対して、更生医療と同様、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の給付を行うもので、4人の方に支給いたしております。

続きまして、3目老人福祉費、支出済額1千740万9千138円、事業別区分の介護保険施設整備事業125万円は、地域密着型介護老人福祉施設、ふくの音の整備に係る借入金利子に対し、平成28年度から令和7年度までの10年間を助成期間としております。

在宅高齢者支援事業46万5千460円、13節委託料の緊急通報装置賃借委託料で一人暮らしの高齢者及び高齢者世帯を対象とし、緊急時に迅速な対応を図るためのもので、42人の方が利用されておられます。

高齢者介護予防拠点づくり事業473万5千272円は、グラウンドゴルフ等多目的交流広場、愛称、いきいき交流広場の維持管理経費で、主に熱中症対策など、利用環境の改善のための日よけ5か所の設置に係る工事費用となっております。

次、老人ホーム入所費217万5千590円、65歳以上の高齢者で心身の状況、その他置かれている環境の状況、また、経済的理由を総合的に勘案して、在宅で日常生活を営むことが困難な人に対する養護老人ホーム入所措置費で、対象者は1人となっております。

次の頁、86、87頁をお願いいたします。

敬老祝い事業23万2千853円、これは主に金婚式記念品代及び敬老祝い金で、金婚式の対象者は12組、敬老祝い金は100歳の方が対象で、2名ございました。なお、平成31年度より和光会が主催となり、これまで行っていた敬老会は敬老のつどいとし

て、和光会の主催で町内5地区の集会所で開催し、金婚式及び催物などを行いました。平成31年度につきましては、270名の方にご参加いただいております。

老人クラブ活動等社会活動促進事業102万7千円は、老人クラブ和光会への活動助成となってございます。

社会福祉法人等による利用者負担額助成事業8千円は、低所得で生計が困難であると認定した要介護者に、社会福祉法人等がサービス利用に係る利用者負担の一部を軽減した場合に、社会福祉法人等に対し助成するもので、1施設に対する助成となっております。

次の外出支援事業751万4千963円は、町内の65歳以上を対象とした予約型乗合ワゴンの試行運行に係る経費で、主に予約受付担当のアルバイト賃金や車両運行业務の委託料でございます。162の方にご利用いただき、平成31年度は年間で延べ7千863人、1日平均で延べ39人の利用がございました。

続きまして、4目老人医療助成費、支出済額317万9千229円、これは平成30年度に行われた福祉医療費助成制度の再構築により経過措置の対象となった65歳以上で一定以上の障がい等のある方に対し、医療費の自己負担の一部を助成するもので、経過措置対象者は平成31年3月末現在で38人となっております。

次、5目重度障がい者医療助成費、支出済額2千727万2千148円、次の頁でございます。88、89頁をお願いします。

これは1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方など、重度の障がいがある方の医療費の自己負担に対して助成するもので、年間の平均で230人の対象者の方に対する助成費となっております。

次、6目ひとり親家庭医療助成費、支出済額902万1千772円、これはひとり親家庭で18歳に到達した年の年度末までの児童と親、または養育者の方に対する医療費の自己負担に対して助成するもので、親と子合わせて年間の平均で285人の対象者に対する助成費などがございます。

次、7目子ども医療助成費、支出済額3千642万8千157円、これは中学校卒業までの子どもの入院及び通院に係る医療費の自己負担に対して助成するもので、平成31年4月1日現在の対象者は、就学前の乳幼児が506人、小学生が556人、中学生が462人の計1千524人で、これらの対象者に対する助成費となっております。

次、8目未熟児療育医療給付費、支出済額11万5千479円、これは出生時の体重

が2グラム以下であるなどの未熟児を対象として、正常な新生児の機能を有するまでの指定養育医療機関への入院治療費に対して給付を行うもので、乳児1人に対する給付費でございます。

次に、9目国民年金総務費、支出済額1千827万9千114円、次の頁、90、91頁をお願いいたします。

事業別区分の国民年金事業7万8千308円は、年金に係る事務のうち、法定受託事務等の市町村が行う年金事務に要した経費となっております。

10目国民健康保険費、支出済額1億4千279万7千59円、事業別区分別の国民健康保険特別会計繰出金事業1億602万3千877円は、国民健康保険特別会計への繰出金で、保険基盤安定繰出金のほか、その他一般会計繰出金として集団健診の際の国保被保険者のがん検診経費や町独自減免に対する繰出金に加え、福祉医療費助成制度に係る国庫負担金減額相当分の繰出金となっております。

次に、11目介護保険費、支出済額2億1千440万4千805円、次の頁をお願いいたします。

事業別区分の介護保険特別会計繰出金事業1億7千606万9千748円は、介護保険特別会計への繰出金で、介護給付費、地域支援事業、事務費や認定審査会共同設置に対する繰出金となっております。また、低所得者保険料軽減繰出金は、1号被保険者の保険料のうち、第1段階の方の負担が国の制度で軽減されることに伴うものでございます。

サービス事業500万4千72円は、地域包括支援センターが事業所として実施する介護サービス事業で、主にケアマネジャーの非常勤嘱託賃金や要支援1、2の認定を受けた方などのケアプランの作成に係る介護予防支援負担金となっております。要支援の方を対象とする介護予防支援の作成件数は522件で、総合事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントの作成件数は207件となっております。

12目総合福祉センター管理費、支出済額1千802万1千333円は、指定管理委託料で総合福祉センターの維持管理に係る経費で、太子町社会福祉協議会に指定管理として委託を行っております。業務内容は、施設や設備の維持管理に関することや利用者の生活等の相談支援、送迎バスの運行やセンターの管理、浴場の運営などとなっております。総合福祉センターの年間利用者は延べ2万1千783人、1日平均98.5人となっております。また、浴場が月、火、木、金の週4日で、年間の利用者は延べ6千1

69人、1日平均で35.7人となっております。送迎バスの運行も週4日で、1日平均50.4人の利用がございました。

13目後期高齢者医療費、支出済額1億8千33万4千120円、これは後期高齢者医療に係る経費で、19節の負担金補助及び交付金1億4千495万7千387円は、大阪府後期高齢者医療広域連合へ支出するもので、後期高齢者医療費制度の医療給付費等に係る定率負担金や広域連合への事務費負担金となっております。

28節の繰出金3千537万6千733円は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すもので、事務費等繰出金や保険基盤安定繰出金の保険料軽減分でございます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童措置費、支出済額1億9千847万4千533円、次の頁をお願いいたします。94、95頁でございます。

児童手当給付事業として、児童手当の給付に係る経費で、対象は中学校卒業までの児童を養育している養育者に対して支給されます。支給対象者の実績は、延べ人数といたしまして1万8千209人、月平均で1千517人となっております。

2目児童運営費、支出済額3億2千437万8千41円は、保育所運営事業といたしまして、保育所に係る経費となっておりますが、13節委託料の保育料徴収委託料36万円は、やわらぎ・松の木保育園、広域入所に対する保育料徴収に係る委託料、また19節負担金補助及び交付金の3億2千29万1千314円は、やわらぎ・松の木両保育園、やわらぎ幼稚園への各種補助金、令和元年10月から幼児教育・保育無償化に伴い新設された認可外保育施設県を利用する保護者への子育てのための施設等利用給付費64万1千200円などがございます。また、保育環境改善等事業補助金150万円は、新型コロナウイルス感染症対策として1施設50万円を限度に空気清浄機等の購入に対する補助金で、全額が国庫で措置されております。なお、平成31年度末の児童数は、やわらぎ保育園が98人、松の木保育園が111人、やわらぎ幼稚園が76人、広域入所児童は7人で、合計292人となっております。

次に、3目放課後児童会費、支出済額3千558万9千845円、これは放課後児童会の運営に係る経費で、主に嘱託員2人、支援員及び補助員17人の賃金と施設の維持管理経費となっております。クラス編成でございますが、磯長教室は4クラスで児童数が126人、山田教室は1クラスで児童数が38人でございます。また、待機児童は発生してございません。

次の頁、96、97頁をお願いいたします。

15節工事請負費345万1千680円は、磯長放課後児童会の耐震対策工事として落下防止ネットの設置、両児童会にガラスへの飛散防止フィルムの貼付に係る経費となっております。

また、18節備品購入費の8万8千710円は、図書を購入及び軽量ラックの購入の費用でございます。

次、4目児童福祉費、支出済額6千956万8千457円、事業別区分の子ども子育て支援事業4千137万8千538円は、子ども・子育て会議の開催経費のほか、おひさま広場、1歳6か月児フォロー教室などの実施に伴う保育士などの非常勤嘱託員に係る経費でございます。

また、13節委託料のうち、子育て支援センター事業委託料の815万2千円は、やわらぎ幼稚園に運営を委託している経費、子育て関連支援事業委託料の463万8千886円は、子どもの貧困対策として対象となる子どもの世帯への生活支援事業で、7世帯に対して支援を実施いたしております。

次の頁をお願いいたします。98、99頁でございます。

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料226万8千円は、令和2年度から令和6年度までの子育て家庭における妊娠・出産期から切れ目のない支援を行い、地域ぐるみで子どもを見守り、育てていく環境を整備するため、子ども・子育て支援事業計画を策定いたしました。入学祝い品業務委託料195万9千888円は、小中学校の入学生に図書カードを贈呈するもので、対象児童数は220人でございます。

19節負担金補助及び交付金の多子世帯保育料等助成金1千471万9千120円は、平成28年度からの事業となっており、国制度を拡充する町の単独施策として、第2子半額、第3子無料の多子世帯保育料等助成金で、対象児童は116人となっております。また、副食費補助金472万1千280円は、10月から実施の幼児教育・保育無償化において町独自の副食費に対する助成で、助成対象児童数は延べ1千124人でした。

児童虐待防止事業547万1千575円、7節の賃金453万1千409円は、児童虐待防止対策事業に係る非常勤嘱託員の社会福祉士及びアルバイト職員に係る経費、また8節報償費の16万8千750円は、児童虐待スーパーバイザーに対する報償費で、年間延べ18日の活動に係る経費となっております。

発達障がい児等療育事業485万1千66円、13節委託料のうち、障がい児療育等支援事業委託料60万円は、発達面で遅れのある児童を対象とした5人程度の小クラス

の教室で、太子町、河南町、千早赤阪村の3町村で共同実施しており、太子町からは5組のご利用がございました。

19節負担金補助及び交付金の心身障がい児通園施設補助金401万6千480円は、聖徳園に対する運営補助金で、通園児数は7人でございます。

保育所等巡回支援・児童個別支援事業1千38万4千200円は、町内の保育所、幼稚園、小中学校に臨床心理士等が巡回し、教員等に児童との関わりについて助言を行う事業で、専門職である保育士1人、臨床心理士2人、作業療法士1人、言語聴覚士2人の賃金のほか、次の頁をお願いいたします。100、101頁でございます。

18節の備品購入費2万5千682円は、教室用の収納ラックの購入経費となっております。

次、過誤納還付事務事業731万3千335円は、事業費の確定などに伴う前年度や過年度の国・府支出金等の精算に伴う還付金でございます。

続いて、4款衛生費でございます。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、支出済額7千367万9千96円、事業別区分の保健衛生管理事業2千711万96円は、保健センターの事務関連経費や広域で行っている事業に係る負担金などの経費でございます。

7節賃金761万5千751円は、専門職である保健師1人、管理栄養士1人のほか、アルバイト職員2人の賃金でございます。

次の頁をお願いいたします。102、103頁でございます。

19節負担金補助及び交付金1千721万5千645円のうち、小児救急医療事業負担金1千297万2千57円は、南河内地域の3市2町1村が共同実施しています小児救急医療事業の運営負担金で、診療実績といたしましては、昨年度1年間の受診者全体では延べ8千352人、このうち太子町の方は289人となっております。

南河内圏域障がい児者歯科診療事業負担金39万4千948円は、南河内の6市2町1村で共同運営しており、平成31年度の診療日数は50日でございます。受診者数は、初診で9人、再診は延べ743人でございます。このうち太子町の方は、初診でゼロ人、再診で20人となっております。

一番下の富田林休日診療所運営負担金250万3千539円は、本町及び富田林市、河南町、千早赤阪村で共同実施している休日診療所の負担金でございます。診療実績は、平成31年度の診療日数で76日、受診者全体で2千795人、このうち太子町が14

1人となっております。そのほか、各種団体への負担金、補助金等の支出となっております。

次、市町村健康対策推進事業23万5千416円は、健康づくり推進会議や自殺予防対策関係の経費でございます。

1節報酬の10万5千円は、健康づくり推進会議委員及び自殺対策計画委員に対するものでございます。

8節報償費の10万5千円は、自殺予防に関連する報償費で、年6回のこころほぐしの会と町の自殺対策庁内連絡会で職員の自殺予防に対する意識を高めるため、外部講師を招いて研修会を実施した講師謝礼などとなっております。

次に、保健センター維持管理事業247万636円は、保健センターの維持管理に係る経費となっております。

その下、健康増進計画・食育基本計画策定事業283万2千500円は、令和3年3月までの現計画の後継となる健康増進計画・食育基本計画を策定するため、基礎資料となるアンケート調査等の実施に係る委託料でございます。

次の頁をお願いいたします。104、105頁でございます。

2目健康管理費、支出済額6千677万434円、事業別区分の予防事業3千102万3千388円は、各種予防接種に係る経費となっております。

13節委託料2千766万2千914円は、予防接種法に基づく乳幼児等予防接種やインフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種等に対する委託料で、延べ4千276人に対する費用となっております。

また、19節負担金補助及び交付金268万5千910円は、任意の予防接種に対する助成費用で、対象者はおたふく風邪ワクチン接種者で149人、ロタウイルス予防接種者で180人、高齢者への肺炎球菌ワクチン接種者で40人、風疹予防接種者で16人となっております。

健康教育事業67万6千773円は、聖徳市でのミニ健康展、ヘルシーライフ講座や地区学習会等に係る経費となっております。なお、地区学習会は、健康づくり推進委員を中心に、参加しやすい休日や夜間を利用し、地区集会所や万葉ホールで開催いたしております。4地区で120名の参加がございました。

健康相談事業25万4千580円は、健診の結果説明会等に係る経費で、延べ1千350件の相談対応をいたしております。

次の頁をお願いいたします。106、107頁でございます。

健康診査事業1千627万3千508円は、各種がん検診や40歳以上の方を対象とした特定健診時の追加項目に係る健診等などに係る経費となっております。

13節委託料1千558万4千139円は、各種がん検診等の費用で、受診者はそれぞれ、子宮頸がん検診534人、乳がん検診391人、胃がん検診439人、大腸がん検診521人、肺がん検診376人、また、特定健診の追加項目健診が718人、骨密度測定250人、成人歯科検診48人となっております。

次、集団健診事業316万1千137円は、毎年8月下旬に行っておりますとくとく健診に係る経費でございます。平成31年度の開催期間は6日間で、受診者数は646人ございました。

母子保健事業1千250万1千904円は、妊婦から出産後3歳6か月児までの妊婦健診及び乳幼児健診等に係る経費でございます。

7節賃金の16万2千185円及び8節報償費の182万7千980円は、赤ちゃん会、乳幼児健診、乳幼児訪問など、母子保健に係る看護師などの賃金や医師、歯科医師の報償費でございます。

次の頁、108、109頁をお願いいたします。

右上、委託料の975万9千152円のうち、妊婦健康診査等委託料682万9千309円及び19節の負担金補助及び交付金の健康診査費助成金20万2千424円は、妊婦の定期健診に係る費用で、1人当たり公費負担限度額14回分の11万6千840円を上限額とし、受診者111人、受診延べ回数は869回分となっております。委託料に戻っていただきまして、乳幼児健康診査等委託料86万6千166円は、生後1か月から3歳6か月までの乳幼児の健診に係る経費でございます。妊婦歯科検診委託料16万752円は、母子健康手帳の交付を受けた妊婦が出産するまでの間に歯科検診を受けていただくための経費で、受診実績としては20名となっております。

次に、健康マイレージ事業112万8千314円は、本町の健康マイレージ事業たいしくんスマイルに係る経費となっております。平成31年のたいしくんスマイルの応募総数は1千21人となっております。また、磯長、山田両小学校の協力を得て実施いたしました子どもマイレージでは、磯長、山田両小学校合わせて145人の参加がございました。一方、協賛企業は30社、ポイントの寄附対象団体は35団体となっております。

次、妊娠出産包括支援事業175万830円は、妊娠期から1歳半までの子育て期にわたる母子保健に関する総合的な相談支援を行う経費で、8節報償費の100万5千584円は、ファーストベビー講座や赤ちゃん会の講師謝礼、また、出産祝い品67名に要した経費となっております。また、委託料45万6千78円は、妊産婦のケアのため助産師を派遣する費用や育児サポート等のためのデイサービスやショートステイに係る費用となっております。

恐れ入ります、頁を少し飛んでいただきまして、154、155頁をお願いいたします。

9款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費、事業別区分の私立幼稚園等助成事業3千999万1千197円は、町内私立幼稚園及び町内在住者に対する幼稚園教育の振興と幼児教育における保護者負担の軽減を図るための事業に伴う経費となっております。

19節負担金補助及び交付金の施設型給付負担金3千300万195円は、園運営の健全化を図るための助成で、園児71人分、また、一時預かり事業負担金の591万9千円は、やわらぎ幼稚園に対する助成で、対象児童平均で47人分、また、子育てのための施設等利用給付費の70万2千280円は、昨年10月から始まりました幼児教育・保育無償化に伴い新設されたもので、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園を利用された保護者に対する給付となっております園児4名分でございます。また、保育環境改善等事業補助金12万22円は、新型コロナウイルス感染症対策として消毒液等の購入に対する補助金で、全額が国庫で措置されております。

20節扶助費の私立幼稚園就園奨励金24万100円は、町内在住の3人分となっております。

事業別区分の預かり保育事業16万400円の子育てのための施設等利用給付費は、昨年10月から始まりました幼児教育・保育無償化に伴い、町立幼稚園の預かり保育を利用した場合の自己負担に対する給付で、園児12名分となっております。

歳出につきましては、以上でございます。

引き続き、歳入についてご説明を申し上げます。

恐れ入ります、22頁、23頁をお願いいたします。

頁下のほうになりますが、9款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金、収入済額1千200万円、次の頁をお願いいたします。24、25頁でございます。

1 節子ども・子育て支援臨時交付金は、令和元年度分の幼児教育・保育無償化に係る地方負担分に対して交付されたものでございます。

次に、1 2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金、収入済額4 千1 万3 千8 5 0 円。

1 節の社会福祉費負担金1 千円は、未熟児養育医療の給付対象者1 人に係る自己負担金でございます。

3 節児童福祉費負担金4 千1 万2 千8 5 0 円は、保育所入所に伴う利用者負担金で、2 1 8 人分の保育料収入でございます。なお、滞納の繰越分1 4 万4 千円は、3 人分に係る滞納となっております。

1 3 款使用料及び手数料、1 項使用料、2 目民生使用料、収入済額9 5 5 万3 千6 5 7 円。

1 節放課後児童会使用料の9 1 4 万9 千3 0 0 円は、磯長、山田両小学校の児童数1 6 4 人分の使用料収入となっております。また、滞納繰越分5 万6 千9 0 0 円は、4 人分に係るものとなっております。

2 節福祉センター使用料、収入済額4 0 万4 千3 5 7 円は、つばき作業所及び関電電柱（1 本分）に係る行政財産使用料でございます。

次の頁、2 6、2 7 頁をお願いいたします。

2 項手数料でございます。2 目民生手数料、収入済額3 4 2 万9 千8 9 5 円。

1 節介護予防支援手数料、収入済額3 3 5 万9 千8 9 5 円は、介護予防プラン作成に伴う手数料で、延べ7 2 9 人分でございます。

2 節事業所指定等手数料、収入済額7 万円は、通所介護事業所の指定に係る5 件分の手数料となっております。

次の頁、2 8、2 9 頁をお願いいたします。

頁中ほどの1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、収入済額4 億3 千3 5 6 万9 千2 3 6 円。

1 節社会福祉費負担金、収入済額1 億7 千3 3 万1 千8 0 6 円は、主に更生医療、育成医療及び未熟児養育医療給付費のほか、国保特会への繰出金に対する保険基盤安定負担金、介護給付・訓練等給付費や障がい児通所事業給付費負担金などで、負担割合はいずれも事業費の2 分の1 となっております。

2 節児童福祉費負担金、収入済額2 億6 千3 2 3 万7 千4 3 0 円は、保育所入所委託

費負担金1億2千654万3千431円及び児童手当負担金1億3千669万3千999円で、負担割合は保育所委託費負担金で2分の1、児童手当負担金は、児童手当費総額の約70%が国庫負担分となっております。

次の頁、30、31頁をお願いいたします。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、収入済額3千946万2千円。

1節社会福祉費補助金、収入済額1千497万9千円、地域生活支援事業費等補助金597万9千円は、障がい者の自立支援に対する補助金となっております。また、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金900万円は、歳出の包括的支援体制構築事業である地域力強化推進事業と相談機関協働支援体制事業に対する補助金となっております。

2節児童福祉費補助金、収入済額2千448万3千円、児童虐待・DV対策等総合支援事業補助金の275万4千円は、児童虐待事業に対する補助金で、補助率は2分の1となっております。子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金1万5千円は、人権保育研修会等負担金に対する補助金、地域子ども・子育て支援事業交付金1千863万9千円は、放課後児童会事業等に対する補助金となっております。保育対策総合支援事業費補助金159万円は、松の木保育園への保育強化事業に対する補助金及びやわらぎ・松の木保育園に対する保育環境改善事業として、新型コロナウイルス感染症対策の備品購入に対する補助金でございます。また、子ども・子育て支援事業費補助金148万5千円は、就学前の障がい児発達支援の無償化に伴う電算プログラム変更委託料に対する補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金、収入済額231万9千円のうち、疾病予防対策事業費等補助金106万5千円は、各種がん検診の受診勧奨事業及び第5期風疹予防接種に係る抗体検査等の費用に対する補助金となっております。また、妊婦出産包括支援事業補助金125万4千円は、母子保健情報連携システムの改修に係る補助のほか、妊産婦のケアやサポートのための訪問相談、デイサービスやショートステイ等事業に対する補助金となっております。

次の頁、32、33頁をお願いいたします。

3項国庫委託金、2目民生費国庫委託金、収入済額328万2千558円。

1節社会福祉費委託金、収入済額320万7千564円は、国民年金事務に対する委託金となっております。

2節児童福祉費委託金、収入済額7万4千994円は、特別児童扶養手当の支給事務

に対する委託金でございます。

1 5 款府支出金、1 項府負担金、1 目民生費府負担金、収入済額 2 億 4 千 3 2 9 万 1 千 3 2 7 円。

1 節社会福祉費負担金、収入済額 1 億 5 千 7 0 6 万 4 千 3 9 6 円、これは主に国民健康保険及び後期高齢者医療の保険基盤安定制度に係る保険料軽減分と保険者支援分に対するもので、負担割合は保険料軽減分が 4 分の 3、保険者支援分が 4 分の 1 となっております。また、更生医療、育成医療及び未熟児養育医療給付費のほか、介護給付・訓練等給付費や障がい児通所事業給付費などに対するもので、負担割合はいずれも事業費の 4 分の 1 となっております。

2 節児童福祉費負担金、収入済額 8 千 6 2 2 万 6 千 9 3 1 円。保育所入所委託費負担金 5 千 5 3 9 万 5 千 5 9 9 円は、保育所の運営費に対するもので、負担割合は 4 分の 1、また、児童手当負担金 3 千 8 3 万 1 千 3 3 2 円は、児童手当費総額の約 1 5 % が府負担分となっております。

2 項府補助金、2 目民生費府補助金、収入済額 1 億 1 2 9 万 4 千 6 6 3 円。

1 節社会福祉費補助金、収入済額 2 千 1 5 2 万 3 千 2 1 1 円は、主なものといたしまして、次の頁をお願いいたします。3 4、3 5 頁でございます。

上から 2 つ目の地域生活支援事業費等補助金 2 9 8 万 9 千円は、障がい者の自立支援に対する補助金、また、その 3 つ下の地域福祉・高齢者福祉交付金 1 千 4 9 0 万 5 千円は、社会福祉一般事業、地域福祉コーディネーター配置事業等が対象事業となっております。その下の移譲事務交付金 2 8 2 万 5 千 2 7 6 円は、主に身体障害者手帳の交付等に伴う権限移譲に係る事務交付金でございます。

2 節福祉医療費補助金、収入済額 2 千 2 4 2 万 9 4 1 円は、老人医療及び重度障がい者医療、ひとり親家庭医療のほか、子ども医療のうち、就学前の乳幼児の公費負担事業費に対するもので、補助率はそれぞれの医療費助成事業に対する 2 分の 1 となっております。

3 節児童福祉費補助金、収入済額 5 千 7 3 5 万 5 1 1 円。地域子ども・子育て支援事業交付金 1 千 5 6 8 万円は、延長保育事業、放課後児童健全育成事業等に対するもので、補助率は 3 分の 1、また、新子育て支援交付金の 3 千 7 0 4 万 8 千 5 1 1 円は、子どもの貧困対策事業等に対するもので、優先配分枠として 1 0 分の 1 0、成果配分枠として予算補助により交付されたものでございます。保育対策総合支援事業補助金の 3 0 万円

は、松の木保育園への保育体制強化事業補助金に対するものとなっております。なお、補助率は4分の1でございます。子ども・子育て支援事業費補助金421万7千円は、幼児教育・保育無償化に伴う事務費及び電算システム改修委託料に対するものとなっております。移譲事務交付金（子育て支援課）10万5千円は、保育所管理に伴う権限移譲事務に係る事務交付金となっております。

3目衛生費府補助金、収入済額250万9千円。

1節保健衛生補助金、収入済額243万円。健康増進事業費補助金229万4千円は、健康教育、健康相談、訪問事業等の健康増進事業に対するもので、補助率は3分の2でございます。自殺対策緊急強化事業補助金8万4千円は、自殺対策講演会やこころの相談事業に対するもので、補助率は2分の1でございます。また、風しんワクチン等予防接種補助金5万2千円は、妊婦の配偶者及び妊娠を希望される人とその配偶者への風疹予防接種費用助成に対するもので、補助率は2分の1でございます。

少し飛んでいただきまして、次、40、41頁をお願いいたします。

頁中ほどの20款諸収入でございます。3項雑入、1目雑入でございますが、健康福祉部が所管いたしますものといたしましては、次の頁をお願いいたします。

上から2つ目でございます。総合福祉センター太陽光発電で売電料8千544円は、関西電力の電気買取り料、その下、健康教育参加負担金の900円は、食生活見直し教室など、調理実習の食材に対する参加者からの負担金となっております。

笑顔いっぱいプロジェクト参加負担金1万4千500円は、わくわく農園の参加者負担金で、1世帯当たり500円を徴収し、延べ29世帯分で、苗や肥料などの経費に充てております。

少し下がっていただきまして、後期高齢と福祉医療との高額療養費調整額返還金74万4千842円は、後期高齢者医療の高額療養費と老人、重度障がい者医療の一部負担金助成費の調整に伴う返還金でございます。

さらに9つ下の南河内広域行政共同処理事業負担金精算返還金（福祉課）36万9千円は、南河内クリーンセンター内に3市2町1村で共同設置いたしております広域福祉課に対する平成30年度負担金の精算に伴う返還金となっております。

一番下の後期高齢者医療広域連合医療費適正化等推進事業費補助金195万6千270円は、本町が行っている高齢者を対象とした保健事業に対する広域連合からの補助金となっております。

以上で、健康福祉部所管の歳入歳出の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○辻本委員長 ただいま、健康福祉部関係の歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 頁数でいえば、81頁になるんですけども、民生委員等の事業の関係のことで、先ほどの説明では、定数に対して欠員のほうが3名出ているというふうなことなんですけれども、委嘱期間というのは3年間あったんですけども、この欠員状況を埋められるような活動というんですか、事務局のほうではどういうふうに取り組まれているか、教えてください。

○松岡福祉課長 民生委員の定員の関係のご質問なんですけれども、民生委員につきましては、昨年度12月1日、一斉改選を行いました。その際3名、先ほど説明しましたように、いわき台、聖和台2丁目、西の3地区が欠員となりました。現在28名が委嘱されているんですけども、そのうち、いわき台につきましては、種々、いろんな方向で事務局からアプローチしながら、今のところ、また立候補の方が出てきておられます。西につきましても、今、事務局、もしくは民生委員の役員の方と候補者のほうを選定させていただいている最中で、ほぼ決まりそうな状況でございます。聖和台2丁目につきましては、福祉の関係も、業務を行っておられる方を通じて、どなたか適任の方がおられないか、今、調整させていただいているところでございます。

以上でございます。

○斧田委員 ありがとうございます。予算的な部分では、あまり大きくは出ないにしても、本当に地域とつながるというんですか、民生委員さんのお力というのは、非常にこれからも頼らないといけない部分ではないかなというふうに思っていますので、事務局のほうでよろしくお願いたします。

それから、続きまして、87頁の外出支援の事業についてちょっと。こちらほうなんですけれども、多分、以前にデマンドワゴンというんですか、たいしくん号で走っていた事業だと思うんですけども、公共交通事業とともに、ここら辺の見直しもあり、今まで利用者のほうも7千860人程度の利用があったというふうな中で、新しい形での移行ができていのかどうかちょっと教えていただけたらと思います。

○武部高齢介護課長 今回、公共交通の再編ということで、今までありました外出支援、乗合ワゴンが廃止されました。これは令和2年6月からサロン送迎というふうな形で、

公共交通の利用が困難な方については、高齢介護課内にございました外出支援相談窓口で利用先等、ヒアリング等を行いまして、先ほど私が言いましたサロン送迎、それと地域支え合い型の訪問型サービスD等に振り分けを行いまして、利用状況に応じた移動サービスを受けております。

以上です。

○斧田委員 ありがとうございます。なかなか高齢者が自分で移動するといっても難しい時代がまだまだこれからも続くと思いますが、よろしくをお願いします。

それとまた、別の件なんですけれども、99頁のところになります。児童虐待の関係なんですけれども、こういう決算的なものではなくて、実際に仕事をやられている中で、1年間での通告というんですか、地域から虐待ではないかというふうな通告であったりとか、また太子町の中だけではとても解決が非常に難しいので、子ども家庭センターのほうへつないだというふうな件数等、分かれば教えていただきたいと思います。

○小路子育て支援課長 質問のありました児童虐待の関係なんですけれども、令和元年度、平成31年度の実績という形でご説明させていただきます。

相談件数ということで、地域住民からの件数が5人、あと関係機関から27件、検査機関から25件、家族と親族からの通報という方、その他の件数が2件で、合計で59件というふうになります。そのうち、通告についてなんですけれども、子ども家庭センターでの通告とかいうふうにつきましては、児童相談所のほうに3件通告させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

○斧田委員 ありがとうございます。本当にマスコミ等が出てくるのには、重篤なそういう虐待事例というのは後を絶たないということで、太子町からそういうふうな形が生まれないよう、今後とも頑張ってください。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 107頁のところの健康診査事業、集団健診事業ということで、とくとく健診も私は毎年受診させていただいているんですけど、ここにがん検診の委託料ということなんですけど、がん検診を受診された方、私ももう一度精密検査といったことの連絡も受けたことがあるんですけど、その後の保健センター、太子町役場として、前のときに追跡とかいうところのことをやって、電話をかけてくるということのもう一度受診された後の人、どういうアフターフォローをされているのか、教えていただけませんか。

○松井健康増進課長 また、がん検診を受けられましたら、結果のほうを一度返すように

なります。それにつきまして、もしがん検診の結果の中で、気になるところがあるような方については、直ちに、すぐに通知のほうを差し上げて、来庁してもらおう。その後、もし精検等ございましたら、病院のほうに受診をしていただいて、その結果について、私どものほうに結果のほうが来ましたら、それで受けられたか、受けられていないか、その辺り、電話を差し上げて、確認をしながら、必ず受けていただくような形を取っていくということになってまいります。

○村井委員 その先、受診者さんががんを発症されていたというふうなのは、病院からは連絡は来るんですか。

○松井健康増進課長 結果については参ります。ただ、がんを発症されている方について、保健センターとして何らかアプローチしていけるというところはございませんので、まず病院のほうで完治をしていただいて、その後、退院されてきて、いろんな健康相談というところは、分かれば、フォローというのはさせていただくというような形にはなっております。

○村井委員 ということは、内容は悪いけど、件数が分かれば経年で、だから胃がんであったら、胃がんのとかいう数字は、データのことは取れるということでもよろしいんですか。

○松井健康増進課長 例えば、がん検診、肺がん検診を376人が受けておられるんですけども、これが個別で受けておられるだけで、全体としては、1千人近くになっておられるんですけど、その中で罹患されているというか、がんにかかられている方というのは1人か2人おられるかおられないかというふうなところで、ほとんどが精検になられても、要は陽性であったとか、単に病気だったとかという意味で、がんということではないので、件数的には今のところ非常に少ないというふうなところで、ただがん検診自体は集団でがんを予防していくというような制度でございますので、発症された方が見つかる確率が低いといえども、がん検診自身、非常に有効であるというふうに考えております。

○村井委員 今のだったら、毎年、受診されている方はもし、発見されたというのは早期で発見される。これ、今まで受けていない、初めて受けるんだというところの、力を入れているような事業はされているのか、教えていただけますか。

○松井健康増進課長 初めてと。

○村井委員 今まで受けてなくて、まあ喚起ですね。

- 松井健康増進課長 それはがん検診の勧奨事業のような形、例えば聖徳市の健康ブースであったり、あと各イベントの健康ブースを出させていただいたときには、がん検診についてPRしていくというようなことをしておりますし、また、とくとく健診について案内を差し上げるときにも、がん検診の案内のほうも一緒に入れさせていただくというようなこと、あと、これからの検診のときには、今、がん検診だけではないんですけれども、いろんな検診の案内を一緒に入れさせていただいて、PRをさせていただいておるといような状況でございます。
- 子安健康福祉部長 今、松井課長のほうからご案内あったように、いろんな場を借りて、検診に関しては勧奨をしておる。今年に関しましては、コロナというような状況があって、なかなか聖徳市なんかも開催できないということですがけれども、これまでも聖徳市等におきましても、健康ブース、そちらで勧奨することプラス、そちらの健康ブースで既に、すぐに予約していただけるというような形のこともやっておりますので、その辺のところも併せて、コロナの状況が改善してからになると思うんですけれども、一層力を入れてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- 村井委員 これ、とくとく健診に関連して、これは決算には関係ないんですけど、今年、先月、コロナの中で限られたスペースの中で、受診者の混乱を最小限ということいろいろ工夫されてやっておられるところもお見かけしたんですけど、問題なかったのか、いろいろ細々したトラブルがあったのか、教えていただけますか。
- 松井健康増進課長 先月、月末まで6日間にわたりまして、とくとく健診のほうを行わせていただいたんですけども、通常であれば午前中で100名の方を受け入れるところを密を避けるために、午前、午後に分けて、50名ずつ受け入れて、大体100名というようなことでやらせていただきました。キャンセル等もあったんですけども、一応、599名の方が受診をしていただいたということで、非常にスムーズに受診のほうもしていただきましたので、今後、もしウイズコロナの中でこういった3密を避けるというような生活が続いていくのであれば、今回のとくとく健診のやり方を見本として、いろんな健診のやり方、利用していく必要もあるのかなというふうに思います。
- 辻本委員長 ほかにございませんか。
- 寺町委員 今のにちょっと関連してなんですけども、とくとく健診を受けます。それで、指摘されます。それで、検診に行きます。ところが、開業医のほうでも同じように検診を受けることができるご案内が同封されていると思うんですね。そこらで万が一指摘さ

れたら、そこから紹介状を頂いて行くという形なんですけども、検診を受けるということですね。ところが、とくとく健診は紹介状がないように思っているんですが、あるんですか、指摘されることによって、お知らせすることによって。そこをちょっと確認したかったんですけど。

○松井健康増進課長 とくとく健診はあくまでも特定健診、国保、社会保険、それと後期高齢医療の特定健診の受診券で受けていただく健診、それにプラス、町独自の追加項目健診ということですね。心電図であるとか、いろんなものをつけさせていただいておるものなので、あくまでも通常健診を受けていただいたときには、結果が来て、その結果を基に、例えば健康相談であるとかというのは、保健センターのほうでは通知しますけれども、精検の場合に紹介状というのはございません。

○寺町委員 そしたら、今指摘される、アドバイスする、紹介状なしで行くんです。紹介状なしの受診をするということですね。開業医であったら、受診すれば紹介状が出るというのか、並行して紹介状を頂いて、診察を受けに行くというのが1つの流れだと思うんです。とくとく健診はそれが無い、胃がんとか大腸がんとか、そういうがん検診の部分での指摘が多いと思うんですけども。

○松井健康増進課長 申し訳ありません。そちらのほう、医療機関に至ったときに紹介状。医療機関で特定検診を受けられたときに、紹介状で。

○寺町委員 ちょっと待ってください。とくとく健診を受けました。指摘をされました。指摘されたことに対して。「がんだったら、紹介状を持っていったらいい」の声ありだから、またそれは指摘されることによって、開業医に行って、開業医から紹介状をもらって、大きな病院に行くのかという話なんですけども。

○松井健康増進課長 それはとくとく健診じゃなくて、がん検診。

○寺町委員 がん検診だけです。

○松井健康増進課長 がん検診の場合は。

○寺町委員 紹介状が出るんですか。

○松井健康増進課長 一応、医療機関というか、委託先のほうから。

○寺町委員 紹介状が出る。

○松井健康増進課長 はい。

○寺町委員 それだったらいいんですけどね。はい、結構です。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 検診で出したいのが、こういう3密を避けるということで、やっぱり半日で済んでいたのが1日、それで、そやから、その分人数が増えたかて、出しておられて、延ばしただけということで、委託しているのだから、向こうの病院から来てくれる、血を採ってくれる人とか、そういう人たちは、その分もう仕事をされるんだろうけれど、それに、役場の職員さんはいっぱいっているじゃないですか。これまでは半日、あれでも大概だと思んですけど、ついていたのが1日つくことになるでしょう。それが通常業務にすごく問題があると思いますし、私ら自分のことを言わせてもらったらあれやけど、議会前だから職員さんを捕まえていろいろ聞きたいこともあるけれど、そちらの仕事もしていたらなかなかねというのもあって、これから、コロナがすぐ収まっても、次年度は通常どおり午前中で終われば、それはそれでいいんですけど、そうなるとも限らず、来年、次年度も今のようなことをやらなければならないと思うんだったら、受付業務にもちゃんと委託というか、アルバイトというのか、そういうのをつけることも次年度は考えていますか。職員さんであれを全部やっていたら、本当に業務が止まると思うんですけど。

○松井健康増進課長 ご指摘のとおり、今年度につきましては、コロナということで何とかとくとく健診のほうを開催したいと。通常であれば、いろんな行事、今、中止になっておりますので、とくとく健診のほうも密を避けるためには、中止という考え方もあったんですけども、何とかしたいということで今回のような形になりました。

ただ、来年度については、委員おっしゃられるとおり、まだどういう形になるのか決まっておりますけれども、今後、来年度の予算編成の中で、その辺の対応も考えていきたいなというふうには思っております。

○西田委員 本当にマンパワーというか、本当に人は必要なので、職員さんがそこに手を取られて、業務ができないような状況にならないようにはお願いしたいと思います。

あと、続きまして、社協についてお尋ねします。

いろいろ太子町は委託が随分増えていますねという話もあったんですけども、社会福祉協議会にお願いすることがすごく増えたように思うんです。太子町から委託の形でいろんなところに支出を上げられていると思うんですけど、社会福祉協議会に対して総額幾ら支出しているのか、お分かりでしたら、教えてください。

○松岡福祉課長 社会福祉協議会のほうは、補助金も含めて委託料がどの程度町から出ていますかというご質問かと思います。こちらのほうで今現在把握しておりますのが補助

と委託を合わせて7千816万3千899円、約7千800万円ですね。府の中で、この交付金、補助金が1千269万2千円、府の交付金が10万5千円、あと国庫として900万円が入ってきていますので、残り差し引きますと、一般財源が約5千640万円弱ということになってございます。

以上です。

○西田委員 だんだん増えてきたように思うんですけども、また確か去年もこの社協の決算を出してもらったと思うので、またください。みんなに配ってくれたらと思いますので、よろしくお願いします。

そのうちのバスに対しては幾ら出ていますか。

○松岡福祉課長 バスのほうはもう今、地域公共交通のほうに再編されて使っておりますけれども、平成31年度につきましては、社会福祉協議会で1年間運用させていただきました。その中でバスに係る経費なんですけれども、車両に係る支出としまして、約42万円、あと燃料費なんですけれども、燃料費が6万3千円弱ですね。あと、バスの運転手さんの委託料なんですけれども、こちらのほうは約212万円、合計しますと320万円強ということでございます。

以上です。

○西田委員 ありがとうございます。

ちょっとまた違ったら言ってくださったらいんですけど、その社協と一緒に太子町の福祉はいろいろ見てきていると思うんですけども、社協と福祉課、まあ福祉課だけに限らず、高齢介護とか子育て支援課も一緒になってなのかなと思うんですけども、この連携、特にいろんな資格を持った方が社協にいてと思うんですけども、連携は順調に進んでいるのでしょうか。

○松岡福祉課長 今のご質問なんですけれども、昨年5月1日に太子町と太子町社会福祉協議会相互で地域福祉活動の支援に係る連携協定をした、その1年間の取組の質問かと存じます。

この連携なんですけれども、まず1点目に、地域福祉に係る将来展望を共有、相互に役割を分担して連携、協働する。2点目として、全ての住民が安心して生き生きと暮らせるまちづくりの取組を行うということになっております。これらを、今、午前中もございましたけれども、見える化するために、業務の内容につきまして、それぞれ相互に協議を行い、次年度の事業費に反映しているというような状況でございます。その内容につ

きましては、当然、事務担当者もそうですけれども、管理職、あるいは理事者に至るまで、共通認識を持つために協議の場を設けております。協議の場を設けて、話の内容につきまして、文書に取りまとめ、各町と社会福祉協議会の両方で確認した上で、各々の理事者等に報告しているところでございます。

令和元年度の具体的な取組ですけれども、町会、自治会などで地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築を目的に、町会、自治会などで住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みる環境の整備を図るための取組を支援する地域力増加推進事業というのを新たに開始しております。

この内容ですけれども、昨年7月31日に万葉ホールで開催しましたご近所福祉でつながる地域の未来、みんなが安心して暮らせる地域のヒントと題した地域での支え合いの大切さをテーマとした講演会を開催しました。これを皮切りに、モデル地区3地区を選定しまして、6回にわたって、地域支え合いマップ作りというのも作成し、そのワークショップを継続して開催しているところです。

また、育児、介護、障がい、貧困など、複雑化したニーズを的確に捉え、相談支援機関と適切にコーディネートする専門職の配置による多機関の協働連携ということで、その包括的支援体制の構築をいたしております。具体的には、町と太子町社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカー、あと高齢介護課、地域包括支援センター、福祉課、子育て支援課、健康増進課などで構成されます相談支援包括化推進会議というのを立ち上げております。その中で、現在の世帯で抱えおられる複合的な相談に対して、円滑な支援ができるように進めているというような状況でございます。

以上です。

○西田委員 いろいろと力を合わせてやっているのが分かりましたけれど、あと、少し心配なのは、そうやって行政と社協は地域とも連携してやっているんですが、相談に行くときに社協まで行くのはなかなか大変かなというのがあって、ここに来たら、いや、その相談は社協ですよと、社協に行ったら、それは太子町役場ですよとか言って、送られることはないのか、そんなんで行ったり来たりすることも解決しているのかというのは今どうなっているんですか。

○武部高齢介護課長 あらゆる相談なんですけれども、一応、高齢介護のほうにつきましては、社会福祉協議会で持っておられます事例等々がございます。本町におきましても、窓口で相談等ございましたら、社会福祉協議会と連携させていただいて、あっち行った

り、こっち行ったりというふうなことがないように、今のところ、社会福祉協議会と慎重に協議しながら連携を取っております。

以上です。

○西田委員 そうですね。今、高齢介護で答えてくれたんであったら、来はる人は高齢者かなと思うので、もしそんなんでも相談を受けたら、あっち行ってではなくて、社協の人に来てもらって、相談してもらえるとこの状況をつくっていると。

○武部高齢介護課長 先ほど委員がおっしゃったように、やはり高齢者の方でございます。ですので、高齢介護課としましては、社会福祉協議会のいろんな事例の担当の方に窓口のほうに来ていただきまして、相談内容を高齢介護課と一緒に協議をさせていただきます。高齢介護課で持つべき事例なのかどうかというところを判断させていただいております。

以上です。

○西田委員 そのように住民さんがいろんなところへ行って、苦労しないようにして下さっていることは本当ありがとうございます。

では続いて、では、子育てのほうをお尋ねしたいんです。

子育て支援課は28年7月1日からできているんですけども、先ほど、第5次総合計画の柱のほうとか子育て支援を頑張っていく太子町ということで、子育て支援課ができたんですけども、改めて、ほかの自治体に比べて太子町独自、こんなすばらしいことをやっているという施策が、どんなことがあって、これも町長がやっている子育てしやすい町とおっしゃいまして、子育てには力を入れていくんだというのをおっしゃっていますので、今後引き継がれていくもの、また、今後どういうことをしていくかというのを考えていましたら、教えてください。

○小路子育て支援課長 ご質問の関係で、子育て支援課では当初より太子町の子育て包括支援センターを設置しています。妊産期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じた形で専門的な見地と当事者目線の両方の視点を持って、ワンストップの子育て窓口というのを住民の皆様にもきめ細かく支援を行っているところであります。

その中で、妊産期から切れ目のない子育て支援を行うために、健康増進課、教育委員会と連携して、18歳までの、他市町村では18歳までというのはないと思うんですけども、太子町のほうでは18歳までの子育て支援を行っております。特に発達支援の部分になると、ふたば教室というのが、あとクローバー教室とかあるんですけども、

これについては、巡回相談ということで、各専門職、作業療法士とか臨床心理士等の専門職、発達グレーゾーンの児に対して聖徳学園等、小中学校とか、あと保育園とかと連携しながら、療育プログラムを提供しているということで、独自事業を実施しています。

次に、多子世帯への保育料の低減につきましては、先ほど決算の報告でもありましたように、国基準の所得や子どもの年齢制限に関係なく、第2子半額、第3子以降であれば全額負担軽減を行っております。これについても進んでおると思っております。

最後に、平成31年度については、幼児教育・保育の無償化によって、副食費について4千500円を上限に実費徴収分を補助して、あとまた小学校、中学校の入学については、図書カードの贈呈を行っておって、非常に喜んでおると聞いております。

最後なんですけれども、今後なんですけれども、子育て包括支援センターにおいては、より強力な連携体制を取るため、子育て支援策を充実させて、また、子育て環境の整備や少子化対策といった子育て支援策については、財源が限られておりますので、その中で幅広く検討しながらいきたいと思っておりますので、すみませんが、よろしくお願ひします。

○西田委員 18歳までの子育て支援をやっていると、この18歳までがまた太子町がよその自治体と違うところだという中で、今度、新町長が18歳までの子どもの医療費助成を拡充しようというのは、ここにも入ってくるのかなと思うんですけれども、そういった先例をもっとしないと、もっともっとして、人口を増やすにはなれへんかもしれませんが、太子町のよさを発揮するいい施策をやっているんですけど、どうも見えてこないところもったいないなと思うので、別に子育ても行うだけではなくて、太子町全体として、もっとPRできる何かホームページの在り方とか、広報の在り方とか、無線の使い方もあるかなとか、もっといろいろ考えていただけたらいいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○辻本委員長 ほかに。

○中村委員 先ほどのとくとく健診の件なんですけども、一応、とくとく健診を受けて、それで何らかの異常があればご本人に通知が来る、それからそこでどこそこへというんですけども、最終の追跡調査というのはどこまで町としてはやっておられますか。

○松井健康増進課長 まず、ちょっとそのところを整理だけさせていただきたいんですが、とくとく健診の中で特定健診の部分とそこに心電図等の町が独自でやっている健診の部分、プラス、セットになっているがん検診の部分というのはちょっと今、先ほどか

らちょっと質問がある中で、一緒になって質問をされているようなところがございましたので、今、中村委員がご指摘の部分については、がん検診の部分でよろしいですか。

○中村委員 いえ、両方です。

○松井健康増進課長 両方で。特定健診の部分につきましては、結果が出ましたら、私どものほうから通知をさせていただくんですけども、その際に気になる、例えば血糖値が高いだとか、そういう気になるところが高いという人は健康相談、勧奨ということで、通常その特定健診の結果をお返しするに当たっては、結果相談会ということで結果を取りに来ていただく日程を9月下旬に、またこれも6日間設けさせていただいております。その際に、事前に気になる方については相談を受けていただくような体制を取らせていただいて、時間が許す限り、相談、結果を取りに来た方の相談をするというようなことをやっております。

また、がん検診のほうにつきましては、先ほど出ておりましたけれども、結果が来まして、例えば精検であるとかの気になるところがありましたら、その結果相談会の前に通知差し上げて、各自来ていただいて、その中で相談をしながら、その紹介状もお渡しして、受診していただくというような形を取らせていただいております。

○中村委員 要は、相談に来られなかった場合はそれで終わりということですか。

○松井健康増進課長 それで終わりではなくて、あくまでも電話とか、勧奨はさせていただくんですけども、例えばがん検診の場合はがんになっておられましたら、例えば経験なりで今度精密な検査を受けたときに、がんが発見される可能性が高いから精検なんですけど、精検になったときにはすぐに命に関わることです。ただ、特定健診の場合は、ご存じのように体重を測って、血液検査してというような形なので、生活習慣病の予防というものに重きを置かれています。なので、相談に来てくださいねという勧奨はさせていただくんですけども、ただ、それ以上、例えば相談の中で診療を受けてくださいとかいう勧奨はできるんですけど、あくまでも本人さんが行かれるか行かれないかというところで、保健センターでは治療するというようなことではございませんので、どこまでというか、そこで終わりですかと言われれば、まあまあそこで終わりですというような言い方になってしまうのが高いんですが、できるだけフォローはするというところでございます。

○中村委員 例えばですけども、私は一事業所で健康診断を従業員に受けさせると、そこで異常が発生すれば、私、実名でいきますけれども、トラック協会からこの方がこういう

ことになっているからどこそこの病院に行かせなさい、そういう命令まで来る。そして、そこへ行かざなかつた場合は、事業所にペナルティーが来る。そこまできつい形を取られております。というのは、とくどく健診をやって、まあいいだろうからとか、自己判断とか、そういったことの漏れがあつたら、やっぱりあんまり意味がなくなってくるというか、今後、今まででそういった漏れのために自己判断とか、聞きに来てくださいと言っても来なかつたからとか、そういうことが最終的にあんまりよくない結果にいった可能性はあるかどうかということで、私のほうは一事業所、民間の事業所なので、徹底的にその最終の診断書は出せというところまでやらされているという現状から物を言っていますので、ご理解できないかもわかりませんが、追跡調査というのはそこを言っているんですけどね。

○子安健康福祉部長 委員がトラック協会へ行って、こういう形で進めているよという、ご紹介をいただいて、あれに値する程度のことまでやっているんだということでご紹介いただいたんですけども、逆に言うと、特定健診におきまして、そこまでの役所の立場として、健診を受けていただいて、受けられた方で一定、悪い数値があつて、この方々に対して命令というところまでは到底、ちょっと難しい部分がございます。ただ、健診当日も先ほど松井課長から申し上げておりました、結果相談会、書類を返すとき、その際にも本町の保健師、プラスアルファその日に関しては増員して、健診当日でも既にもうこの方はちょっとまずい、腹囲が大き過ぎるというような方は別室に案内して、既にあなたは腹囲がもうメタボになっていますよというご案内をしたり、結果、相談会の際にはもう少し詳しく血液検査の結果であるとか肝機能とかいろいろございますね。そういった部分で異常が認められる方に関しても命令はできないですけども、別室になるべく入っていただくようにして、15分、20分という間、保健師のほうから受診をするようにということで再三指導というふうな形ではやらせていただいておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

○辻本委員長 ここで、委員長から決算の意義と考へについてお話しさせていただきたいと思ひます。予算執行の。

○建石委員 ちょっと質問が。まだある。

○辻本委員長 それはいいんですけど、その質問の前に。予算を執行した結果、どのような成果を上げたかを示す成果報告書であります。議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、

住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な意味があることを再認識すべきであると。このような考えに基づいて決算についての質疑をお願いしたいと思います。

以上です。

ほかに。

○建石委員 ということは、今のちょっと委員長の話では、形態を離れている質問があるということですか。

○辻本委員長 要は、この予算書の決算に基づいた上での質疑をお願いしたいと。

○建石委員 母子保健事業、109頁で負担金及び交付金の健康診査費助成金20万5千円が出ているんですけども、これの内容というようなものをちょっと教えていただけませんか。

多胎児妊婦さんの助成金はどこに入るんですか。健康診査費の助成があると思う。

○松井健康増進課長 妊婦健診の5回分のみです。

○建石委員 一般妊婦さんの健康診査が111人おられるわけですね。その中に多胎児妊婦さんがその中で健診に受けられて、そこを府から助成されているということなんだろうとは思いますが。

○松井健康増進課長 妊婦健診を14回通常受けておられるところを多胎の方については、5回分、5千円をかけてもらうんですね。その5千円分を追加して補助しますよと。補助しますよというか、受けていただけますよという形になっております。これについては、委員ご指摘のとおり、妊婦健診のところの中に入っておるということでございます。

○建石委員 それと、その特定不妊治療費助成というこの中、その健診を受けられて、結果というたらおかしいけども、助成していくという理解でいいんですか。

○松井健康増進課長 先ほどの109頁の負担金補助及び交付金の一番下のところ、特定不妊治療費助成と出ている、これで受けていただくという形。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○村井委員 これ、先ほど総務のときにちょっと聞こうかなと思ったことなんですけど、公共交通に関係があると私は思っておるんですけど、93頁のところの総合福祉センター維持管理事業というのは、先ほど西田委員のほうからありましたけど、社会福祉協議会に委託しているというところの中で、これ、町のホームページでは福祉センターの利用ということのことでいろいろ書いてあるんですね。一般の方の利用だけでなく、老人クラブや障がい者団体などの福祉団体をはじめ、町内で活動するボランティアなど

の活動拠点になっていると。その中で下を読んでいったら、次、太子町に居住の60歳以上の方、障がいがある方、そういうふうに書かれているから。一般の方も利用だけでなく、これ、運営でそこで縛るのかいというのも、毎回、ちょっと思っていたというのと、もう一つ、これ、私はあほな質問したのかもしれませんが、なぜ水曜日が休みなのか教えていただけませんか。

○松岡福祉課長 まず、水曜日が休みなのは、各種いろんな団体を持っていただいています。その貸館の日を一応、水曜日と定めて、水曜日は一般の方の利用はちょっとできないような状況になっています。ただ、ご指摘がございますので、ちょっとそこはまた社会福祉協議会と協議をさせていただきたいと思います。

もう一つは、社会福祉協議会の利用しおりを見ますと、さっき、委員ご指摘のように、一般の方も利用できないことはないのですが、その辺りもまた協議を本年度させていただく形を取ります。一般的には60歳以上、もしくは障がいのあるという縛りの中でやっている状況ですけれども、当然、事業の中には子育てを応援する事業もあったり、もしくは、ほかの、例えばいろんなサロンの事業とかもあるので、その事業を運営するに当たって、60歳以上が適当であるとか、そういう面もございますので、その辺りはいただいた課題としまして、本年度追加してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○村井委員 私もコロナ禍の中で社会福祉協議会は一時的に閉館をされていたという、徐々に利用のほうを3密とか、そういう対応をしながら住民さんが使ってもらえるんですけど、趣味とかいうところのことで、すごくにぎわっている。逆に、コロナ禍で行くところがないから、そこへ行っているという、表現が悪いかも分かりませんが、すごく盛況というか、いっぱい来られているんです。その中で、何で水曜日が休みやねん。さっき、総務で何で質問しようかなと思ったのが乗車券を見たら、水曜日でもバスが走りますね。水曜日はバスが止まっていないんですね。バスには乗っていただきたい、だけど、福祉センターはなぜか水曜日は休みと。利用者さんはいっぱい来ておられる、毎日のように。本当は入場制限せなあかんかなというぐらい利用されているということだね。ちょっとその辺、やっぱり水曜日休みというところもいろいろ事情があるかと思います。

富田林市であったら、年末年始だけですか、昔は何か定休日を決めていたみたいなんですけど、今はもう年末年始の休みを除いて、ボイラーの点検のときだけ、週1回お風

呂は休んでいるとか、いろいろそういう工夫で、やっぱり使ってもらって、そこの道中でコミュニティバスを活用していただいて、また福祉センターを使っただけでいいな、そういう取組ができるのではないかとというのが思っていた。また、その辺、どないか、この決算のところでしたら、そういうところのことでもっと委託をお願いしているんだから、それ以上の効果が出せるようにと思うんですけど、その辺、部長、どうお考えでしょうか。

○子安健康福祉部長 町として、福祉センター、当然、現在、水曜日がお休みで、その日に関しては別の団体の方にご利用、にぎわせているという、一定、理由があつてのことではございません。押しなべて考えてみますと、施設があると、やはり公の場、施設に関しては住民の方に1人でも多く利用いただく、これが一番いい形だと考えておりますので、水曜日を開けるのがそれが一番いい方法なのかどうかというところもありますけれども、十分に施設がご利用いただける、あるいは1人でも多くの方にご利用いただけるような形のものを、そういうものの検討はしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○村井委員 そういうふうに、やっぱり1人でも多く使ってもらって、この委託に予算かけて、運営していただいているので、その辺、社会福祉協議会と歩調を合わせて、太子町のホームページでは福祉センターが土日休み、年末年始は休み。ただ、社会福祉協議会の事業のところでは水曜日休みというふうな表現のところもちょっとややこしい状況になっていますし、例えば細かいことを言ったら、ホームページのバスの時刻表もまだ昔の送迎バスの時刻表になっちゃっている。やっぱり、そういうところも福祉部局だけではなくて、やっぱりその先の組織でしっかり対応してもらいますように要望しておきます。

○辻本委員長 ほかにございませんか。

○西田委員 87頁の敬老祝事業です。今年度がすごく形を変えたと思うんです。各々議員さんもいろんなところに顔を出されたと思うんですけども、ただ、これはずっとこの形を取るのではないというのがこのときに説明もあつたと思うんです。今年度、きつとこの形で、ごめんなさい、振り返っていないから分からないんですが、予算化したのかなと思うんですけど、今年、この敬老祝いはできますか。

○武部高齢介護課長 敬老祝事業に関しましてでございますが、敬老のつどいというふうな形で平成31年度、5地区の集会所で開催させていただいて、その中に金婚式のほう

を入れさせていただきました。実際に平成31年度はこういうふうな形でさせていただいているんですけども、令和2年度から金婚式のほうについては、この敬老のつどいの中で行わず、実際にちょっと本町のほうに来ていただいて、お祝いの品等々をお渡しさせてもらおうかなというふうにちょっと今のところ、検討しております。ただ、9月に入りますと、敬老月間に入りますが、コロナ禍の中でちょっと今、慎重にどういうふうな形でやったらいいのかなというふうなことで、今、協議、検討しておる状況でございます。

以上です。

○西田委員 5地区で集まって、やったというのを、できるんならまだやろうかなと思っている状況なんですか。

○武部高齢介護課長 この敬老のつどいにつきましては、和光会主催というふうな形に既にもうなっております。和光会さんのほうで、実際に社会福祉協議会のほうが中心になるとは思うんですけども、令和2年度もこのような形でされるというふうには一応、聞いてはおるんですけども、いかんせん、すみません、ちょっと和光会さんのほうが主催になっておりますので、実際、本町、高齢介護課もどういうふうにやっていったらいいのかなというふうなことで一緒にちょっと協議はさせてもらおうかなというふうには思っております。

以上です。

○西田委員 磯長台でも和光会と同じ流れになるのか、睦会という老人会があるんですけども、ずっと事業を中止してきているんです。つどいを開いてくれたら、それはうれしいことかなと思うんですが、開けなければその分で助成していますね。プール、助成したお金を返してくれなんて言いませんね。じゃ、その分どうするのという、もしそういう集まりができなかったときのことまでは考えていないのか、それはもう和光会に渡したから、和光会として考えてくれというスタンスなんですか。

○武部高齢介護課長 まず、本町の31年度の予算といたしましては、敬老記念品代に相当、敬老祝金のほうの予算計上のみをさせていただいております。先ほど言いました、今までありました敬老会を敬老のつどいというふうな形に変えさせていただいて、今回、主催というふうな形になっております。和光会さんのほうがどういうふうにやっていったらいいのかなというふうなところで、本町のほうにも協議等、申出がもしありましたら、その辺は一緒にちょっと検討はさせてもらう形にはなっておるんですけども、実際、

お金の話になりますと、予算計上しても、先ほど言いました記念品代、それと敬老祝金のほうというふうな形になっております。

以上です。

○西田委員 ですから、形が変わった分は老人クラブ助成事業補助金が増えたということでしたね。このお金がつどいをすることに使いましょうねと、旅行とかで、何しろ、たくさん、もっと会員を増やすことに使ってくれたらというのがこのコロナでどうもそういう事業ができなかったら、何もしなければ、もしかしたら、補助金を渡していますけど、満額使われないこともあるかもしれない。満額使えなくてもいいのか、集まらなくてもできるのには物を渡すのもあってもいいと言うんだったら、そういうことで使ってくださいねなのか、それはもう和光会がしようがしまいが、それはもう渡してしまったから、こっちは関知せえへんというのか、そこははっきりしていただきたいんですけど。

○武部高齢介護課長 老人クラブの活動と社会活動促進事業、要は和光会の補助というような形になると思うんですけども、当初は交付申請のほうを出させてもらっています。その後実績を出していただくんです。その中で、去年につきましては、敬老のつどいの実績として上げさせていただいて、補助金として上げさせてもらっているというふうな形になります。今年度、実際に、先ほど私が言いましたコロナ禍の中、どういうふうな状況になるか、ちょっとすみません、まだ見えないんですけども、実際に敬老のつどいがもし中止となれば、実績として、その敬老のつどいは上がってきませんので、その分の補助というのはいない状態になるというふうな形になります。

以上です。

○西田委員 だから、やったらこの満額だし、やらなかったら返ってくるといことなんだけど、その代わりになるのを、和光会の方だけに考えさせるのではなくて、なかなかコロナの中で集まるのも大変だけど、こういうのもありますよとかいうのを、やっぱり提供してあげて、何かできるようにしてあげるん、これ、返してもらってよかったというのは金額じゃないと思いますので、少し知恵なんかも一緒に出していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○寺町委員 まず、金婚式の件なんですけれども、和光会、和光会とおっしゃっているの、和光会から案内をいただくわけですか、この対象の方は。役場から案内をいただくんですか。

○武部高齢介護課長 金婚式のほうにつきましては、本町広報のほうに金婚式の対象者と

なる方の募集を行います。うちの窓口、高齢介護の窓口のほうに来ていただいて、受付をさせていただくというふうな形になります。

○寺町委員 万が一、無視されて、問合せがなかったら、その方はどうなるんですか。無視ですか。

○武部高齢介護課長 今年度、対象となる方がもし申請等々、もし忘れておりましたというふうなことであれば、もし来年度、例えばその方の申請がもしあれば、もちろんお祝い事でございます。受付のほうはさせていただくというふうな形でやっております。

以上です。

○寺町委員 今言うてるのは、記念品が和光会から出る、予算を出しているから。それだから、その案内はどこから来るのかということと記念品が出るのか、そういう形になっても。万が一、連絡が取れなくても、それは誰がフォローするんですかということを開きたかったんです。

○武部高齢介護課長 記念品等につきましては、フォローのほうは全て役場のほう、高齢介護課でさせていただく形になります。ですので、そこはうちのほうでチェックさせていただこうと思います。

以上です。

○寺町委員 しつこく言うようですけど、和光会、和光会と言っているけども、和光会が浸透している、何人そういう対象の方が入っていらっしゃるのか、もちろん増員するために1つのテクニックとして、そういう方法を取られているとは思っただけども、実際のところ、どれぐらいの方が和光会にその年齢の人が入っていて活動されているのか、絞り込んで金婚式という形になってくると思うんですけども、和光会は60歳から入れるのかな。太子町の人口の中で和光会の方は何人いらっしゃるんですか。

○松岡福祉課長 ただいま和光会の会員の人数の問合せということでご質問いただきました。私が今手元に持っております資料では459人となっております。

以上です。

○寺町委員 60歳以上の対象で何%ぐらいになるんですか。

○松岡福祉課長 すみません。60歳以上ということなんですけども、60歳以上の人数については、今、把握をしております。ですので、ちょっと比率のほうがはっきり分からないです。およそ、仮に60歳だったら、3千人ぐらいかと思います。ですので、それから考えると1割5分ぐらいの方が入っておられるかなというふうに思います。

以上です。

- 寺町委員 今の話の中で、そういう対象の方が15%ぐらいしか和光会に入っていないんじゃない。認知はしているかもしれない。実際、活動はごく、今、400何人の方が活動されているのかもしれない。でもそういう大切な50年に1回しか、一生に1回の金婚式を丸投げしているんですよ、今。町から離れてしまっているんですよ、現実が。何かむなしく思います。任せた、委託したということで、皆に言うておられるだけで、報告を受けるけども、なかなか納得できない人もおられます。
- 子安健康福祉部長 今、高齢介護課長が答弁してくれた中で、ちょっと誤解があったのかと思うんですけども、寺町委員ご指摘のように、金婚式の形式というんですか、武部のほうもご説明いたしましたように、町のほうに来ていただいて、記念品をお渡しするという事業になってございまして、したがいまして、金婚式の記念品、お祝い贈呈に関しましては、町の事業として、和光会のほうにお願いしてやっている事業とは別に、町として町の責任でやらせていただいております事業でございまして。
- 寺町委員 去年は5か所の集会所でそういう式典が行われて、和光会と一緒にやられて、金婚式の方も出席されて、記念品も贈呈されたという場面も見ているんですけど、同じような形でやっていかれるのかと聞いていたんです。今回は、こういうコロナの状況の中でこういうお話になっているんですけどね。今、健康福祉部長のほうから説明があったように、僕は、やっぱり役場だと思うんです、住民ですから。住民を対象にして、記念式典を役場が仕切らないと、和光会に丸投げしてどうするんですかというところを聞いたかったんですよ。すごく大事な事業だと思うんです。
- 子安健康福祉部長 ご指摘いただいているように、毎年あるようなものでもなく、今、ご指摘あったように、一生に一度のことでもございまして。今回、町のほうでやらせていただくということでご答弁はさせていただいておりますけども、いかんせん、今年状況としましては、今のコロナの状況、なるべく開催できるような向きで、前向きには今進めさせていただいております。ご出席いただける方の人数等々を精査して、町長室のほうでやらせていただくのか、あるいはまた別室、場合によっては、万葉ホール、広いところでやらせていただくのがいいのか、その辺のところ、開催させていただくような前向きな向きの中、進めさせていただいておりますので、何とぞご理解のほうをよろしくお願いいたします。
- 辻本委員長 ほかにございせんか。

○西田委員　そういう31年度決算を見ながら、反省点、それと部長のこれから令和3年に向けて、どういうふうに進めていくのか、統括する点と見直すこともあるかと思うんですけれども、部長の決意といいたいまいしょうか、次に向けての太子町の進む方向をちょっとおっしゃっていただけたらと思います。

○子安健康福祉部長　31年度決算に関して、評価なりする点、あるいは反省点、それを令和3年の予算に生かしていくのかというご質問でございます。

評価する点と、手前みそになりますけれども、評価する点、これに関しましては、今年の決算の成果の報告にもありましたように、また、ただいまの一般会計の決算の説明の中にもありましたように、幼児教育無償化に併せて町独自の事業として副食費助成であるとか、高齢者の方のグラウンドゴルフ場の念願と言っているんですか、利用環境改善のための日よけの設置等々、住民目線といいますか、利用環境向上といったところで、新たな事業をやる取組を進められていると、取り決めているというところが一定、評価されるものではないのかなというふうに考えております。

また一方、反省点でございますけれども、反省というのはなかなか難しい部分もあるんですけれども、これを申し上げますと、決算の反省というよりも、予算執行の反省ということになるのかも分かりませんが、去年、私は保険医療課長として、保険医療課で執務、業務に携わってきております。その中で感じたことでございますけれども、会計処理なんかを日々こなしている中で、やはり軽微な間違いというのが結構発生するというのを感じております。これに関しては、今申し上げましたように、軽微なものでもありますし、発見しているのが職員自身ですので、住民さんにご迷惑をかけるとか、そういったこともなく、修正のほうはできておりますけれども、これらの誤り等々に関しましては、職員一人ひとりがちょっと気をつければ防げるようなことであったというようなことから、このようなことを考えさせてもらおうと、保険医療課長として、平成31年度、業務にあたる中において、やっぱり課員への指導、こういったところに私自身、問題があるん違うのかなというふうには考えております。ここに関しては、町の決算というよりも、私自身として非常に反省しているところではございます。

令和3年に向けましてということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、住民目線といったところ、あるいは事業者の立場に立ってというところを忘れずに、来年度以降についても取り組んでまいりたいということと、ちょっと話はそれてしまったのかも分かりませんが、先ほど言いましたように、職員の指導、こういったとこ

ろ、人材育成といいますか、その辺のところも十分意識しながら、令和3年度に向けて取組を進めたい、このように考えております。

以上でございます。

○辻本委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本委員長 ないようでございますので、健康福祉部関係についての質疑を終わります。

以上で、本日の審議を終わります。

これにて委員会を散会いたします。次回は明日3日になっておりますので、よろしくお願いたします。

本日は御苦労さまでした。

午後 4時14分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

決 算 常 任 委 員 長 辻 本 馨